

— 資料編 —

資料編目次

項番	資料名	分類	頁
【市の現況資料】			
1 災害、危険箇所等			
1-1	福津市の風水害	■	1-1-1
1-2	福津市の土砂災害発生状況	■	1-2-1
1-3	日本の地震状況	■	1-3-1
1-4	日本及びその周辺の津波状況	■	1-4-1
1-5	福津市の火災発生状況	■	1-5-1
1-6	重要水防箇所（河川）	■	1-6-1
1-7	災害危険河川区域	■	1-7-1
1-8	重要水防箇所（海岸）	■	1-8-1
1-9	防災上重要なため池及び頭首工	■	1-9-1
1-10	砂防指定地	■	1-10-1
1-11	土石流危険渓流	■	1-11-1
1-12	地すべり危険箇所	■	1-12-1
1-13	急傾斜地崩壊危険区域	■	1-13-1
1-14	急傾斜地崩壊危険箇所	■	1-14-1
1-15	土砂災害（特別）警戒区域（土石流）	■	1-15-1
1-16	土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）	■	1-16-1
1-17	土砂災害警戒区域（地すべり）	■	1-17-1
1-18	道路危険箇所	■	1-18-1
1-19	山腹崩壊危険地区	■	1-19-1
1-20	崩壊土砂流出危険地区	■	1-20-1
1-21	危険物施設	■	1-21-1
2 設備、施設等			
2-1	市防災行政無線	■通信	2-1-1
2-2	水防倉庫	■水防	2-2-1
2-3	給水車及び給水タンク保有状況	■給水	2-3-1
2-4	浄水施設	■給水	2-4-1
2-5	広域避難場所	■避難	2-5-1
2-6	指定一般避難所等	■避難	2-6-1
2-7	福祉避難所	■避難	2-7-1
2-8	災害危険区域にある要配慮者利用施設	■避難	2-8-1
2-9	医療機関	■医療	2-9-1
2-10	歯科医院	■医療	2-10-1
2-11	災害時における臨時ヘリポート	■交通	2-11-1
2-12	市有車両	■交通	2-12-1
2-13	近隣火葬場	■火葬施設	2-13-1
2-14	ゴミ焼却施設	■処理施設	2-14-1
2-15	し尿処理施設	■処理施設	2-15-1
2-16	下水処理施設	■処理施設	2-16-1
3 職員の活動体制等			
3-1	災害時の連絡先	■	3-1-1
3-2	地区区分表	■	3-2-1

※分類欄に示した記号は、次の分類を表す。□：様式、■：データベース、◆：例規・協定・基準

資料編目次

項番	資料名	分類	頁
【例規、基準、応援協定等】			
4 市、一部事務組合等の例規等			
4-1	福津市防災会議条例	◆	4-1-1
4-2	福津市防災会議委員名簿	■	4-2-1
4-3	福津市災害対策本部条例	◆	4-3-1
4-4	福津市消防団の組織等に関する規則	◆	4-4-1
4-5	福津市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、 服務等に関する条例	◆	4-5-1
4-6	福津市火入れに関する条例	◆	4-6-1
4-7	福津市災害弔慰金の支給等に関する条例	◆	4-7-1
4-8	福津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	◆	4-8-1
5 国、県の例規、基準等			
5-1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	◆	5-1-1
5-2	気象庁震度階級解説関連表	◆	5-2-1
5-3	火災・災害等即報要領	◆	5-3-1
5-4	福岡県災害調査報告実施要綱	◆	5-4-1
5-5	被害の判定基準	◆	5-5-1
5-6	福岡県災害救助法施行細則	◆	5-6-1
5-7	災害救助法による救助内容	◆	5-7-1
6 応援協定等			
6-1	応援協定等一覧	■	6-1-1
【各種様式】			
7 職員の参集			
7-1	参集記録票	□	7-1-1
7-2	参集途上の被災状況記録票	□	7-2-1
8 情報整理、報告			
8-1	被害発生状況連絡票	□	8-1-1
8-2	被災者台帳	□	8-2-1
8-3	火災・災害等即報要領(様式)	□	8-3-1
8-4	福岡県災害調査報告実施要綱(様式)	□	8-4-1
9 応援要請			
9-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	□	9-1-1
9-2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	□	9-2-1
10 避難所			
10-1	避難者カード	□	10-1-1
10-2	避難者名簿	□	10-2-1
10-3	避難所運営記録	□	10-3-1
10-4	物品の受払簿(避難所用)	□	10-4-1
10-5	避難所設置及び収容状況	□	10-5-1
11 救助・医療・交通輸送等			
11-1	行方不明者名簿	□	11-1-1
11-2	医療救護所開設状況報告	□	11-2-1
11-3	緊急通行車両事前届出書	□	11-3-1
11-4	緊急車両以外の車両通行止め標示	□	11-4-1
11-5	緊急通行車両通行標章	□	11-5-1
11-6	緊急通行車両確認証明書	□	11-6-1
11-7	物品の受払簿(物資集配拠点用)	□	11-7-1
12 被災証明			
12-1	り災証明交付申請書	□	12-1-1
12-2	り災証明書	□	12-2-1
12-3	被災届出兼証明書	□	12-3-1

※分類欄に示した記号は、次の分類を表す。□：様式、■：データベース、◆：例規・協定・基準

■ 市の現況資料

1-1 福津市の風水害

時代	西暦	年号	年月日	種別	出来事
江戸時代	1705	宝永 2年	8月25日	台風	勝浦浜、大風にて石垣60間あまり崩れ百姓屋敷破損し修復を願い出る。
	1796	寛政 8年	8月中旬	その他	8月両度の大風にて、田畠損亡。
	1797	寛政 9年	10月中旬	豪雨	お国中稲を流し捨てる。
	1828	文政 11年	5月29日	その他	樹木、家屋等各所に倒れ潰す。
	1828	文政 11年	6月3日	豪雨	洪水。
	1828	文政 11年	6月17日	豪雨	杉馬場門前小路は満水、水は膝の上に立つ程に上がる。
	1828	文政 11年	7月2日	豪雨	大雨にて長谷山は所々損し、野鳥川は洪水。
	1828	文政 11年	8月	台風	北部九州は2度の大きな台風に襲われた。本木村では、家が30間、神社の杉の木が数十本、山の木も8割くらい倒れた。久末触(19か村)では、倒れたり壊れた家がおよそ300軒、死者4人。福間浦では漁船や商船10艘が被害を受け、家も25軒が倒れた。
	1828	文政 11年	8月9日	台風	空前絶後の大風にて歩行出来ない。勝浦・津屋崎の両塩田も高潮のために崩壊する。
	1828	文政 11年	8月24日	台風	所々家が潰かる。
	1836 ～ 1838	天保 7～9年	—	豪雨	農作物は大凶作のため、食料が不足し、草や木の根などを食べて、飢えをしのいだ。
	1840	天保 11年	6月	豪雨	福間では特に西郷川や久末川に沿った地域がひどく破損した。
	1841	天保 12年	5月	豪雨	土手が切れたり、破損したため、不作となり、年貢が免除された。
	1845	弘化 2年	6月、8月	その他	家が倒れたり壊れたところが多く、畑の作物にも被害が出た。
	1850	嘉永 3年	6月	豪雨	農作物は凶作となり、翌年はこのために大飢饉となる。
	1852	嘉永 5年	7月2日	その他	大風にて塩浜大被害。
	1853	嘉永 6年	8月	豪雨	2度も大洪水に見舞われた。
1854	安政 元年	—	豪雨	津屋崎村水損。	
明治・大正時代					
昭和時代	1953	昭和 28年	6月	豪雨	水は旧上西郷村役場付近の県道直方津屋崎線の路面上30cmに達し、未曾有の大惨害を被った。被害は田・畑・山林86町、土木施設221か所、林道2路線、家屋76戸、村営造物6棟、その他農作物であった。

出典：「福間町誌」福間町誌編纂委員会編集 平成12年6月・平成10年3月・平成9年3月
「津屋崎町誌」津屋崎町誌編纂委員会編集 平成11年3月・平成8年3月
「やさしい福間町の歴史」福間町誌編纂委員会編集 平成11年3月

1-2 福津市の土砂災害発生状況

災害 No	種別	発生年月日		住 所			規模			被害状況(人数、戸数)							連続降雨		発生時時間雨量			
		年	月	日	市町村	大字	字	崩 壊 土 砂 量 (m ³)	崩 壊 深 度 (m)	崩 壊 面 積 (m ²)	死者 不明 者	負傷 者	全 壊	半 壊	一 部 損 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水	非 住 家 被 害	連 続 降 雨 (mm)	発 生 日 時 (推 定)	時 間 雨 量 (mm)	
1	がけ崩れ	1979	(S54)	06	30	福岡町	内殿	内殿地区	300	不明	740	0	0	1	2	0	0	0	0	451	6/30 7:00	26
2	がけ崩れ	1979	(S54)	06	30	福岡町	坂丸	内殿	100	不明	不明	0	0	1	1	0	0	0	0	451	6/30 6:00	21
3	土石流	1980	(S55)	07	10	福岡町	原団地		不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	376	7/10 13:00	16
4	がけ崩れ	1980	(S55)	07	11	福岡町	久未		450	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	376	7/11 6:00	2
5	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	久未		100	不明	196	0	0	0	0	0	0	0	0	322	8/30 16:00	1
6	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	原町		不明	不明	不明	0	0	0	1	0	0	0	0	322	8/30 13:00	33
7	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	畦町	宿	200	不明	不明	0	0	0	2	0	0	0	0	322	8/30 13:00	33
8	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	上西郷		180	不明	24.5	0	0	0	0	0	0	0	0	322	8/30 16:00	1
9	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	福岡		1300	不明	不明	0	0	0	1	0	0	0	0	322	8/30 13:00	33
10	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	本下		50	不明	不明	0	0	0	1	0	0	0	0	322	8/30 12:00	27
11	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	上西郷	鞍掛	700	不明	350	0	0	0	1	0	0	0	0	322	8/30 13:00	33
12	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	手光	手光	700	不明	700	0	0	0	1	2	0	0	0	322	8/30 13:00	33
13	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	本木	佃	50	不明	100	0	0	0	1	0	0	0	0	322	8/30 12:00	27
14	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	内殿	内殿	20	不明	500	0	0	0	0	0	0	0	0	322	8/30 13:00	33
15	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	原町	竹尾	1300	不明	1300	0	0	0	1	0	0	0	0	322	8/30 13:00	33
16	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	石穴	石穴	10	不明	600	0	0	0	0	0	0	0	0	322	8/30 13:00	33
17	がけ崩れ	1980	(S55)	08	30	福岡町	津丸	津丸	700	不明	360	0	0	0	1	0	0	0	0	322	8/30 13:00	33
18	土石流	1980	(S55)	08	31	福岡町	小竹		不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	2	322	8/31 5:00	5	
19	がけ崩れ	1980	(S55)	08	31	福岡町	畦町	宿	100	不明	750	0	0	0	0	0	0	0	0	322	8/31 11:00	0
20	がけ崩れ	1980	(S55)	09	11	福岡町	久未		180	不明	429	0	0	0	0	0	0	0	0	134	9/11 15:00	8
21	がけ崩れ	1981	(S56)	06	30	福岡町	内殿		300	不明	740	0	0	1	2	0	0	0	0	138	6/30 7:00	0
22	がけ崩れ	1981	(S56)	07	07	福岡町	津丸		不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	182	7/7 11:00	0
23	がけ崩れ	1985	(S60)	06	27	福岡町	上西郷	鞍掛	50	不明	50	0	0	0	0	0	0	0	0	520	6/27 9:00	6
24	がけ崩れ	1985	(S60)	07	03	福岡町	手光	手光	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	127	7/3 7:00	11
25	がけ崩れ	1985	(S60)	07	03	福岡町	八並	八並	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	127	7/3 7:00	11
26	がけ崩れ	1985	(S60)	07	03	福岡町	小竹	小竹	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	127	7/3 7:00	11
27	がけ崩れ	1985	(S60)	07	03	福岡町	本木	本木	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	127	7/3 7:00	11
28	がけ崩れ	1999	(H11)	06	29	津屋崎町	奴山		72	不明	180	0	0	0	0	0	0	0	0	163	6/29 11:00	11

出典:福岡県資料(昭和52年~平成15年) 砂防課

1-3 日本の地震状況

(1)福津市に震度4以上の揺れをもたらした可能性が推測される歴史地震(1925年以前)

年	月日	時間	東経(°)	北緯(°)	マグニチュード	震源深度(km)	震源域	被害等の概要	推定最大震度※1	福津市の推定震度※2	福津市の推定加速度(gal)※3※4	地震のタイプの※5
679(天武7)	12	夜	130.8?	33.1?	7±0.5	—	筑紫の国	筑紫の国で家屋破壊多く、幅2丈、長さ3000余丈の地割れ発生。	—	—	94	内
1498(明応7)	7	未～申	132.3	33.0	7.0～7.5	—	日向灘	伊予で地変多し。詳細不明。	—	—	24	間
1596(文録5/慶長1)	9	申	131.6	33.3	7.0±1/4	—	大分県別府湾	別府湾で大津波。瓜生島陥没。大分市5,000戸のうち4,800損壊。	—	—	54	線
1700(元禄13)	4	—	129.6	33.9	7.0	—	壱岐・対馬	壱岐・対馬で被害大。潰家89。久留米で有感。	—	—	83	内
1703(元禄16)	6	—	—	—	—	—	佐賀県	小城古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。久留米で有感。	—	—	—	内
1706(宝永3)	11	夜	—	—	—	—	筑後	久留米・柳川で強い地震。被害記録なし。	—	—	—	線
1707(宝永4)	10	未	135.9	33.2	8.4	—	「宝永南海地震」	潰家は東海、近畿、四国のほか、信濃、甲斐でも多く、北陸・山陽・九州でも生じた。津波は房総から九州に至る太平洋岸を襲った。九州では佐伯で潰家約100、津波波高約3m等の被害あり。	7	5	3	間
1723(享保8)	12	朝五ツ時	130.6	32.9	6.5±1/4	—	九州北部	肥後でも瓦落ち、潰家もあり、河畔に地割れを生じ泥を噴出。久留米で寺々の石塔倒れる。	5	5	37	線
1769(明和6)	8	未の半刻	132.1	33.0	7.75±1/4	—	大分県	延岡城石垣損壊。臼杵で潰家531など。柳川でも被害あり。	6	4	54	間
1792(寛政4)	5	西	130.3	32.8	6.4	—	長崎県島原	震害による被害は軽微。眉山(前山)崩壊し、土砂が有明海に大量に進入し、波高9mの大津波発生。(「島原大変肥後迷惑」)。	5～6	—	26	—
1831(天保2)	11	丑	130.3	33.2	6.1	—	佐賀県	佐賀城の石垣が崩れる。詳細不明。	—	—	41	内
1848(弘化4)	1	—	130.4	33.2	5.9	—	福岡県柳川	柳川で家屋崩壊あり。	—	—	34	線
1854(安政1)	12	申の中刻	135.0	33.0	8.4	—	「安政南海地震」	32時間前に東海沖で発生した巨大地震に引き続いて発生。関東から九州にかけて大被害。津波襲来。全国で潰家2万以上。	7	5～6	6	間
1854(安政1)	12	朝四ツ時	132.0	33.3	7.3～7.5	—	伊予西部	中国・四国・九州で強い揺れ。	6	5～6	50	間
1872(明治5)	3	17時頃	132.1	35.2	7.1±0.2	—	島根沖「浜田地震」	浜田県で潰家4000件以上。久留米市付近でも液状化による被害があった。	7	5～6	15	内
1889(明治22)	7	23:45	130.7	32.8	6.3	—	熊本	熊本市付近で大被害。計200以上の潰家発生。柳川方面でも潰家60余。	5	3～4	23	線
1894(明治27)	8	23:19	131.0	32.9	6.3	—	熊本県中部	阿蘇郡において石垣の崩壊多数など。	—	—	25	線
1895(明治28)	8	22:42	131.0	32.9	6.3	—	熊本	同上	—	—	25	線
1898(明治31)	8	21:57	130.2	33.6	6.0	—	福岡県西部	糸島半島に被害が集中し全壊7。家屋破損58。	4	4	84	内
1898(明治31)	8	8:35	130.2	33.6	5.8	—	福岡県西部	上記の最大余震。	4	4	67	内
1922(大正11)	12	8	130.1	32.7	6.9	—	千々石湾	島原半島南部で被害大。約200件の住家が全壊。	—	—	36	線

※1 最大震度、福津市の震度は資料より推測した。

※2 推定加速度は、震源までの距離とマグニチュードから計算で求めた。

※3 震源深度が不明な地震の震度は0kmとして計算した。

※4 マグニチュードが幅をもっているものは、中間の値を用いて計算した。

※5 震源の位置や、被害地域より推測した(間:プレート間地震、内:プレート内地震、線:構造線型地震)。

※6 1926年以降は福津市手光で震度観測が開始されている。

1-3 日本の地震状況

(2)国内100人以上の死者・行方不明者を出した地震・津波(明治以降～1995年)

西暦	発生年月日	M*	地震名	死者**	津波
1872	M5.3.14	7.1	浜田地震	555	
1891	M24.10.28	8	濃尾地震	7,273	
1894	M27.10.22	7	庄内地震	726	
1896	M29.6.15	8.5	明治三陸地震	約22,000	○
1896	M29.8.31	7.2	陸羽地震	209	
1923	T12.9.1	7.9	関東地震 (関東大震災)	99,331 43,476	○
1925	T14.5.23	6.8	北但馬地震	428	
1927	S2.3.7	7.3	北丹後地震	2,925	○
1930	S5.11.26	7.3	北伊豆地震	272	
1933	S8.3.3	8.1	昭和三陸地震	1,522 1,542	○
1943	S18.9.10	7.2	鳥取地震	1,083	
1944	S19.12.7	7.9	東南海地震	998	○
1945	S20.1.13	6.8	三河地震	1,961	○
1946	S21.12.21	8	南海地震	1,330 113	○
1948	S23.6.28	7.1	福井地震	3,769	
1960	S35.5.23	9.5*	チリ地震津波	122 20	○
1983	S58.5.26	7.7	日本海中部地震	104	○
1993	H5.7.12	7.8	北海道南西沖地震	202 28	○
1995	H7.1.17	7.3	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	6,434 3	○

* 地震の規模(マグニチュード)、ただしチリ地震津波はモーメントマグニチュード。

** 上段は、死者数。下段は行方不明者数。(被害数は宇佐美「日本被害地震総覧」、総務省消防庁の資料による。)

1-3 日本の地震状況

(3)日本付近で発生した主な被害地震より、最大震度5弱以上(1996年以降)

西暦	発 生 年 月 日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
1996	H8.3.6	5.5	山梨県東部(山梨県東部・富士五湖)	負 8	住家一部破損 86など	5	
1996	H8.8.11	6.1	秋田県内陸南部	負 16	住家半壊 28 一部破損 185など	5	
1996	H8.12.21	5.6	茨城県南部	負 1	住家一部破損 82など	5弱	
1997	H9.3.3	5.5	伊豆半島東方沖	負 3	住家一部破損 65 崖崩れなど	5弱	
1997	H9.3.16	5.9	愛知県東部	負 4	住家一部破損 2など	5強	
1997	H9.3.26	6.6	鹿児島県薩摩地方	負 37	住家全壊 4 半壊 34	5強	
1997	H9.5.13	6.4	鹿児島県薩摩地方	負 74	住家全壊 4 半壊 31	6弱	
1997	H9.6.25	6.6	山口県北部	負 2	住家全壊 1 半壊 2	5強	
1998	H10.9.3	6.2	岩手県内陸北部	負 9	道路被害など	6弱	
2000	H12.6.3	6.1	千葉県北東部〔千葉県東方沖〕	負 1	住家一部破損 32など	5弱	
2000	H12.6.7	6.2	石川県西方沖	負 3	住家一部破損 1など	5弱	
2000	H12.6.8	5	熊本県熊本地方	負 1	住家一部破損 5など	5弱	
2000	H12.7.1	6.5	新島・神津島近海	死 1	住家全壊 15	6弱	7cm
2000	H12.7.15	6.3	新島・神津島近海	負 15	住家半壊 20	6弱	7cm
2000	H12.7.30	6.5	三宅島近海		住家一部破損 174など	6弱	14cm
2000	H12.10.6	7.3	鳥取県西部 鳥取県西部地震	負 182	住家全壊 435 半壊 3,101など	6強	
2000	H12.10.31	5.7	三重県中部	負 6	住家一部破損 2など	5弱	
2001	H13.1.4	5.3	新潟県中越地方	負 2	住家一部破損 592など	5弱	
2001	H13.3.24	6.7	安芸灘 芸予地震	死 2 負 288	住家全壊 70 半壊 774など	6弱	
2001	H13.4.3	5.3	静岡県中部	負 8	住家一部破損 80など	5強	
2002	H14.2.12	5.7	茨城県沖	負 1	非住家破損など	5弱	
2002	H14.10.14	6.1	青森県東方沖	負 2	なし	5弱	
2002	H14.11.3	6.3	宮城県沖	負 1	なし	5弱	
2003	H15.5.26	7.1	宮城県沖	負 174	住宅全壊 2棟 住宅半壊 21棟など	6弱	
2003	H15.7.26	6.4	宮城県北部〔宮城県中部〕	負 677	住宅全壊 1,276棟 住宅半壊 3,809棟など	6強	
2003	H15.9.26	8	釧路沖〔十勝沖〕 十勝沖地震	死 1 不明 1 負 849	住宅全壊 116棟 住宅半壊 368棟など	6弱	255cm
2004	H16.9.5	7.1	紀伊半島沖〔三重県南東沖〕	負 6	水道管破損など	5弱	63cm
2004	H16.9.5	7.4	東海道沖〔三重県南東沖〕	負 36	住家一部破損 2棟など	5弱	93cm
2004	H16.10.6	5.7	茨城県南部	負 4	水道管破裂など	5弱	
2004	H16.10.23	6.8	新潟県中越地方 新潟県中越地震	死 68 負 4,805	住家全壊3,175棟 住家半壊13,810棟など	7	
2004	H16.11.29	7.1	釧路沖	負 52	住宅一部破損4棟など	5強	13cm
2004	H16.12.6	6.9	釧路沖	負 12	校舎一部破損など	5強	
2004	H16.12.14	6.1	留萌支庁南部	負 8	住宅一部破損165棟	5強	
2005	H17.1.18	6.4	釧路沖	負 1	校舎一部破損など	5強	
2005	H17.2.16	5.3	茨城県南部	負 26	ブロック塀倒壊	5弱	
2005	H17.3.20	7	福岡県西方沖〔福岡県北西沖〕	死 1 負 1,204	住家全壊144棟 住家半壊353棟など	6弱	
2005	H17.4.11	6.1	千葉県北東部	負 1	窓ガラス破損	5強	
2005	H17.6.3	4.8	熊本県天草・芦北地方	負 2	なし	5弱	
2005	H17.6.20	5	新潟県中越地方	負 1	住家一部破損5棟など	5弱	
2005	H17.7.23	6	千葉県北西部	負 38	住家一部破損12棟など	5強	
2005	H17.8.16	7.2	宮城県沖	負 100	住家全壊1棟 住家一部破損984棟	6弱	13cm
2005	H17.8.21	5	新潟県中越地方	負 2	なし	5強	
2005	H17.10.19	6.3	茨城県沖	負 2	なし	5弱	
2006	H18.6.12	6.2	大分県西部	負 8	住家一部破損5棟	5弱	

西暦	発 生 年 月 日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
2007	H19.3.25	6.9	能登半島沖 能登半島地震	死 1 負 356	住家全壊686棟 住家半壊1,740棟など	6強	22cm
2007	H19.4.15	5.4	三重県中部	負 13	住家一部破損122棟	5強	
2007	H19.7.16	6.8	新潟県上中越沖 新潟県中越沖地震	死 15 負 2,346	住家全壊1,331棟 住家半壊5,710棟など 住家一部破損37,633棟など	6強	32cm
2007	H19.8.18	4.8	千葉県南部	負 1	なし	5弱	
2007	H19.10.1	4.9	神奈川県西部	負 2	住家一部破損5棟	5強	
2008	H20.5.8	7.0	茨城県沖	負6	なし	5弱	
2008	H20.6.14	7.2	岩手県内陸南部 岩手・宮城内陸地震	死17 不明6 負426	住家全壊30棟 住家半壊146棟など	6強	
2008	H20.7.24	6.8	岩手県沿岸北部	死1 負211	住家全壊1棟 住家一部破損379棟	6弱	
2009	H21.8.11	6.5	駿河湾	死1 負319	住家半壊6棟 住家一部破損8,672棟	6弱	36cm
2009	H21.12.17	5.0	伊豆半島東方沖	負7	住家一部破損278棟	5弱	
2009	H21.12.18	5.1				5弱	
2010	H22.2.27	7.2	沖縄本島近海	負2	住家一部破損4棟	5弱	0.1m
2010	H22.3.14	6.7	福島県沖	負1	住家一部破損2棟	5弱	
2011	H23.3.9	7.3	三陸沖	負2	住家一部破損1棟など 【平成23年3月10日現在】	5弱	55cm
2011	H23.3.11	9.0	三陸沖 東北地方太平洋沖地震	死19,418 不明2,592 負6,220	住家全壊121,809棟 住家半壊278,496棟 住家一部破損744,190棟など 【平成28年3月1日現在】	7	9.3m以上
2011	H23.3.12	6.7	長野県・新潟県県境付近	死3 負57	住家全壊73棟 住家半壊427棟など 【平成24年10月1日現在】	6強	
2011	H23.3.15	6.4	静岡県東部	負75	住家半壊103棟 住家一部破損984棟 【平成23年11月11日現在】	6強	
2011	H23.4.1	5.0	秋田県内陸北部	負1	住家一部破損2棟 【平成23年11月11日現在】	5強	
2011	H23.4.7	7.2	宮城県沖	死4 負296		6強	
2011	H23.4.11	7.0	福島県浜通り	死4 負10		6弱	
2011	H23.4.12	6.4	福島県中通り	負1		6弱	
2011	H23.4.16	5.9	茨城県南部	負6	なし	5強	
2011	H23.6.30	5.4	長野県中部	死1 負17	住家半壊24棟 住家一部損壊6,117棟	5強	
2011	H23.7.31	6.5	福島県沖	負11	なし	5強	
2011	H23.8.1	6.2	駿河湾	負13	住家一部損壊15棟など	5弱	
2011	H23.8.19	6.5	福島県沖	負2	なし	5弱	
2011	H23.11.20	5.3	茨城県北部	負1	なし	5強	
2011	H23.11.21	5.4	広島県北部	負2	なし	5弱	
2012	H24.1.28	5.4	山梨県東部・富士五湖	負1	なし	5弱	
2012	H24.3.1	5.3	茨城県沖	負1	なし	5弱	
2012	H24.3.14	6.1	千葉県東方沖	死1 負1	住家一部損壊3棟など	5強	
2012	H24.3.27	6.6	岩手県沖	負2	なし	5弱	
2012	H24.7.10	5.2	長野県北部	負3	住家一部破損9棟など	5弱	
2012	H24.8.30	5.6	宮城県沖	負4	なし	5強	

西暦	発 生 年 月 日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
2012	H24.12.7	7.3	三陸沖	死1 負15	住家一部損壊1棟	5弱	98cm
2013	H25.2.2	6.5	十勝地方南部	負14	住家一部損壊1棟	5強	
2013	H25.4.13	6.3	淡路島付近	負35	住家全壊8棟 住家半壊101棟 住家一部破損8,305棟など	6弱	
2013	H25.4.17	6.2	三宅島近海	負1	なし	5強	
2013	H25.4.17	5.9	宮城県沖	負2	なし	5弱	
2013	H25.8.4	6	宮城県沖	負4	なし	5強	
2013	H25.9.20	5.9	福島県浜通り	負2	住家一部破損2棟	5強	
2014	H26.3.14	6.2	伊予灘	負21	住家一部破損57棟	5強	
2014	H26.5.5	6	伊豆大島近海	負15	なし	5弱	
2014	H26.7.5	5.9	岩手県沖	負1	なし	5弱	
2014	H26.7.8	5.6	胆振地方中東部	負3	なし	5弱	
2014	H26.9.16	5.6	茨城県南部	負10	住家一部破損1,060棟	5弱	
2014	H26.11.22	6.7	長野県北部	負46	住家全壊77棟 住家半壊137棟 住家一部破損1,626棟など 【平成27年1月5日現在】	6弱	
2015	H27.5.25	5.5	埼玉県北部	負3	なし	5弱	
2015	H27.5.30	8.1	小笠原諸島西方沖	負13	なし	5強	
2015	H27.7.10	5.7	岩手県内陸北部	負2	なし	5弱	
2015	H27.7.13	5.7	大分県南部	負3	住家一部破損3棟など	5強	
2015	H27.9.12	5.2	東京湾	負7	なし	5弱	
2016	H28.1.14	6.7	浦河沖	負2	なし	5弱	
2016	H28.4.14~	7.3	熊本県熊本地方など 熊本地震	死121 負2,407	住家全壊8,257棟 住家半壊30,957棟 住家一部破損140,921棟など 【平成28年10月14日現在】	7	
2016	H28.5.16	5.5	茨城県南部	負1	なし	5弱	
2016	H28.6.16	5.3	内浦湾	負1	住家一部破損3棟	6弱	
2016	H28.10.21	6.6	鳥取県中部	負 32	住家全壊 18棟 住家半壊 312棟 住家一部破損 15,095棟など 【平成30年3月22日現在】	6弱	
2016	H28.11.22	7.4	福島県沖	負 21	住家一部破損 9棟	5弱	
2016	H28.12.28	6.3	茨城県北部	負 2	住家半壊 1棟 住家一部破損 25棟	6弱	
2017	H29.6.25	5.6	長野県南部	負 2	住家全壊 1棟 住家一部破損 30棟など	5強	
2017	H29.7.1	5.1	胆振地方中東部	負 1	なし	5弱	
2017	H29.7.11	5.3	鹿児島湾	負 1	住家一部破損 3棟	5強	
2017	H29.10.6	5.9	福島県沖	負 1	なし	5弱	
2018	H30.4.9	6.1	島根県西部	負 9	住家全壊 16棟 住家半壊 58棟 住家一部破損 556棟など 【令和元年8月20日現在】	5強	
2018	H30.6.18	6.1	大阪府北部	死 6 負 462	住家全壊 21棟 住家半壊 483棟 住家一部破損 61,266棟など 【令和元年8月20日現在】	6弱	
2018	H30.9.6	6.7	胆振地方中東部 平成30年北海道胆振東部地震	死 43 負 782	住家全壊 469棟 住家半壊 1,660棟 住家一部破損 13,849棟など 【令和元年8月20日現在】	7	
2019	H31.1.3	5.1	熊本県熊本地方	負 4	住家一部破損 60棟	6弱	
2019	H31.2.21	5.8	胆振地方中東部	負 6	住家一部破損 19棟	6弱	
2019	R元.5.10	6.3	日向灘	負 3	なし	5弱	

西暦	発 生 年 月 日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
2019	R元.5.25	5.1	千葉県北東部	負 1	なし	5弱	
2019	R元.6.18	6.7	山形県沖	負 43	住家半壊 28棟 住家一部破損 1580棟など 【令和2年9月30日現在】	6強	
2019	R元.8.4	6.4	福島県沖	負 1	住家一部破損 1棟など	5弱	
2020	R2.3.13	5.5	石川県能登地方	負 2	なし	5強	
2020	R2.6.25	6.1	千葉県東方沖	負 2	住家一部破損 5棟など	5弱	
2020	R2.9.4	5	福井県嶺北	負 13	なし	5弱	
2020	R2.12.21	6.5	青森県東方沖	負 1	なし	5弱	
2021	R3.2.13	7.3	福島県沖	死 1 負 187	住家全壊 69棟 住家半壊 729棟 住家一部破損 19758棟など 【令和3年3月29日現在】	6強	
2021	R3.3.20	6.9	宮城県沖	負 11	住家一部破損 2棟など	5強	
2021	R3.5.1	6.8	宮城県沖	負 4	なし	5強	
2021	R3.10.6	5.9	岩手県沖	負 3	住家一部破損 1棟	5強	
2021	R3.10.7	5.9	千葉県北西部	負 49	建物火災 1件など	5強	
2021	R3.12.3	5.4	紀伊水道	負 5	住家一部破損 2棟	5弱	
2022	R4.1.22	6.6	日向灘	負 13	住家一部破損 1棟	5強	

資料) 気象庁HP(気象統計情報)

人的被害と物的被害は総務省消防庁による(令和4年6月現在)。

1-4 日本及びその周辺の津波状況

地震又は津波名	発生時刻	震源の位置			地震規模	津波の高さ	
	年 月 日 時 分	東 経	北 緯	深さ (km)	マグニ チュード	場 所	高さ (m)
安政東海地震津波	1854 12 23 9	137.8°	34.0°	不明	8.4	国府・新鹿	8~10
安政南海地震津波	1854 12 24 16	135.0°	33.0°	不明	8.4	宇佐	7~8
浜田地震	1872 3 14 17	132.1°	35.2°	不明	7.1		
明治三陸地震	1896 6 15 19 32	144.0°	39.5°	不明	6.9	三陸町吉浜	24.4
関東地震	1923 9 1 11 58	139.5°	35.1°	不明	7.9	伊豆大島	12
北丹後地震	1927 3 7 18 27	135° 09'	35° 32'	0	7.3		
昭和三陸地震	1933 3 3 2 31	144° 31'	39° 14'	10	8.1	綾里町白浜	23.0
福島県東方沖地震	1938 11 5 17 43	142° 11'	37° 20'	30	7.5	鮎川	1.26*
男鹿地震	1939 5 1 14 58	139° 31'	40° 08'	0	6.8	土崎	0.27*
神威岬津波	1940 8 2 0 8	139° 28'	44° 15'	10	7.5	利尻島	2.9
日向灘地震	1941 11 19 1 46	132° 05'	32° 01'	0	7.2	土佐清水	1.1*
東南海地震津波	1944 12 7 13 35	136° 37'	33° 48'	30	7.9	尾鷲市賀田	9.0
三河地震	1945 1 13 3 38	137° 04'	34° 41'	0	6.8	蒲郡	1
南海地震津波	1946 12 21 4 19	135° 37'	33° 02'	20	8.0	白浜町白浜	6.5
十勝沖地震津波	1952 3 4 10 23	144° 08'	41° 48'	0	8.2	厚岸	6.5
房総沖地震	1953 11 26 2 49	141° 43'	33° 59'	60	7.4	銚子付近	2~3*
択捉島沖地震津波	1963 10 13 14 18	149° 58'	43° 45'	20	8.1	岩泉町茂師	2.02
新潟地震	1964 6 16 13 1	139° 11'	38° 21'	40	7.5	新潟県桑川	4.93
日向灘地震	1968 4 1 9 42	132° 32'	32° 17'	30	7.5	浦尻	3.07
十勝沖地震	1968 5 16 9 49	143° 35'	40° 44'	0	7.9	釜石市室浜	4.7
八丈島東方沖地震	1972 12 4 19 16	141° 05'	33° 12'	50	7.2	御前崎	0.48*
根室半島沖地震	1973 6 17 12 55	145° 57'	42° 58'	40	7.4	花咲	2.5*
伊豆大島近海地震	1978 1 14 12 24	139° 15'	34° 46'	0	7.0	岡田	0.7*
宮城県沖地震	1978 6 12 17 14	142° 10'	38° 09'	40	7.4	気仙沼	1.2*
浦河沖地震	1982 3 21 11 32	142° 36'	42° 04'	40	7.1	浦河	1.35*
日本海中部地震	1983 5 26 11 59	139° 05'	40° 21'	14	7.7	蜂浜村	12.98
北海道南西沖地震	1993 7 12 22 17	139° 11'	42° 47'	35	7.8	奥尻島	30.6
北海道東方沖地震	1994 10 4 22 23	147° 41'	43° 22'	28	8.1	根室	1.73**
三陸はるか沖地震	1994 12 28 21 19	143° 45'	40° 26'	0	7.5	宮古	0.55**
兵庫県南部地震	1995 1 17 5 46	135° 02'	34° 35'	16	7.3		
新島・神津島近海	2000 7 1	不明	不明	不明	6.5		0.07
新島・神津島近海	2000 7 15	不明	不明	不明	6.3		0.07
三宅島近海	2000 7 30	不明	不明	不明	6.5		0.14
十勝沖地震	2003 9 26 4 50	144° 04'	41° 46'	45	8.0		2.55
三重県南東沖	2004 9 5 19 7	136° 47'	33° 01'	38	7.1		0.66
三重県南東沖	2004 9 5 23 57	137° 08'	33° 08'	44	7.4		1.01
釧路沖	2004 11 29	不明	不明	48	7.1		0.12
宮城県沖	2005 8 16 11 46	142° 16'	38° 08'	不明	7.2		0.12
能登半島地震	2007 3 25 9 41	不明	不明	11	6.9		0.22
新潟県中越沖地震	2007 7 16 10 13	不明	不明	17	6.8		0.32
駿河湾	2009 8 11 5 7	不明	不明	23	6.5		0.36

地震又は津波名	発生時刻	震源の位置			地震規模	津波の高さ	
	年 月 日 時 分	東 経	北 緯	深さ (km)	マグニ チュード	場 所	高さ (m)
沖縄本島近海	2010 2 27 5 31	不明	不明	37	7.2		0.1
三陸沖	2011 3 9	不明	不明	不明	7.3		0.55
東北地方太平洋沖地震	2011 3 11	142° 51'	38° 06'	24	9.1		9.3～
三陸沖	2012 12 7	不明	不明	不明	7.3		0.98
福島県沖	2013 10 26	不明	不明	不明	7.1		0.36
福島県沖	2014 7 12	不明	不明	不明	7.0		0.17
福島県沖	2016 11 22	不明	不明	不明	7.4		1.44
山形県沖	2019 6 18	不明	不明	不明	6.7		0.11

資料:津波災害予測マニュアル

(1)1994年以前:津波災害予測マニュアル

(2)1995年以降:気象庁HP

注1:地震の震源要素は次による

(1)1925年以前:宇津のカタログ「世界の被害地震の表」(1989)

(2)1926年以降:気象庁カタログ

注2:津波の高さの出典は渡辺「日本被害津波総覧」(1985)、宇佐美「新1編日本被害地震総覧」(1996)

注3:表中、津波の高さの欄の*印は津波の高さでその他は遡上高

1-5 福津市の火災発生状況

年	旧福間町			旧津屋崎町			合計		
	災害種別ごとの発生件数			災害種別ごとの発生件数			災害種別ごとの発生件数		
	車両火災	建物火災	林野火災	車両火災	建物火災	林野火災	車両火災	建物火災	林野火災
1990(H2)	1	8	1	1	6	1	2	14	2
1991(H3)	0	8	2	2	1	0	2	9	2
1992(H4)	4	10	2	1	4	0	5	14	2
1993(H5)	2	2	5	0	8	1	2	10	6
1994(H6)	2	8	3	0	4	0	2	12	3
1995(H7)	2	8	3	0	4	0	2	12	3
1996(H8)	5	9	0	1	4	0	6	13	0
1997(H9)	0	6	3	1	1	0	1	7	3
1998(H10)	3	3	1	1	5	2	4	8	3
1999(H11)	3	14	0	0	5	4	3	19	4
2000(H12)	2	15	1	0	3	0	2	18	1
2001(H13)	1	10	1	1	4	1	2	14	2
2002(H14)	1	15	2	1	1	0	2	16	2
2003(H15)	0	9	0	0	2	0	0	11	0
2004(H16)	0	11	3	2	2	0	2	13	3
2005(H17)	-	-	-	-	-	-	0	21	1
2006(H18)	-	-	-	-	-	-	3	10	1
2007(H19)	-	-	-	-	-	-	2	15	3
2008(H20)	-	-	-	-	-	-	6	11	1
2009(H21)	-	-	-	-	-	-	0	11	3
2010(H22)	-	-	-	-	-	-	0	7	3
2011(H23)	-	-	-	-	-	-	2	10	4
2012(H24)	-	-	-	-	-	-	2	9	3
2013(H25)	-	-	-	-	-	-	2	11	1
2014(H26)	-	-	-	-	-	-	4	7	2
2015(H27)	-	-	-	-	-	-	4	8	1
2016(H28)	-	-	-	-	-	-	1	10	0
2017(H29)	-	-	-	-	-	-	2	9	0
2018(H30)	-	-	-	-	-	-	0	6	0
2019(R1)	-	-	-	-	-	-	0	4	2
2020(R2)	-	-	-	-	-	-	1	7	0
2021(R3)	-	-	-	-	-	-	2	10	1
2022(R4)	-	-	-	-	-	-	3	12	4

資料:宗像地区消防年報

1-6 重要水防箇所（河川）

県知事管理区間 重要水防箇所（河川）

令和4年4月1日現在

番号	県土整備 事務所名	水系名	河川名	左右 岸別	延長 (m)	位 置			重要 度	予想され る事態	対水防工法
						市郡	大字	キロ杭位置			
8-23	北九州 (宗像)	手光今川	手光今川	左 右	250 250	福津	手光	井出3号井堰 下流	B	溢水	積み土のう工
8-24	北九州 (宗像)	西郷川	西郷川	左	250	福津	向山	浜田橋上下 流	B	溢水	積み土のう工
8-25	北九州 (宗像)	西郷川	大内川	左 右	400 400	福津	内殿	内殿橋上流	B	溢水	積み土のう工
8-26	北九州 (宗像)	西郷川	本木川	左 右	1,000 1,000	福津	本木	大道橋上流	C	溢水	積み土のう工

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覧)による)

1-7 災害危険河川区域

令和4年4月1日現在

番号	級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置	
						大字	キ口杭位置
1518	二	手光今川	手光今川	右	20	宮司	今川2号橋上流
1519	二	手光今川	手光今川	左右	20	宮司浜	落差工直下流
1520	二	手光今川	手光今川	左	590	手光	長田井堰～手光川十号橋
1521	二	西郷川	西郷川	左	160	花見が浜3丁目	浜田橋下流
1522	二	西郷川	西郷川	右	60	西福間3丁目	浜田橋直上流
1523	二	西郷川	西郷川	右	30	中央6丁目	超田橋直下流
1524	二	西郷川	西郷川	右	20	久末	みぎわ井堰直上流
1525	二	西郷川	西郷川	左	130	畦町	上高宮井堰直下流～大道 下井堰直下流
1526	二	西郷川	西郷川	右	20	畦町	下道久井堰直下流
1527	二	西郷川	西郷川	左右	300	畦町	落差工～草葉井堰
1528	二	西郷川	西郷川	右	45	本木	乙尾橋直上流
1529	二	西郷川	西郷川	左	520	本木	小原井堰～棚田橋
1530	二	西郷川	本木川	右	60	畦町	大道橋上流
1531	二	西郷川	本木川	右	30	畦町	本木川一号直下流
1532	二	西郷川	本木川	左	20	本木	門田橋下流
1533	二	西郷川	本木川	左	20	本木	門田橋上流

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覽)による)

1-8 重要水防箇所（海岸）

県知事管理区間

令和4年4月1日現在

番号	県土整備 事務所名	沿岸名	海岸名	担当 水防管理 団体名	重要水防区域		重要 度	予想される 事態
					延長(m)	地先名		
8-06	北九州 (宗像)	玄界灘	津屋崎 海岸	福津市	樋門 1か所 130	福津市津屋崎	C	漏水塩害

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覧)による)

1-9 防災上重要なため池及び頭首工

(1) 防災重点農業用ため池

令和4年3月31日現在

番号	ため池名称	番号	ため池名称	番号	ため池名称
1808	一築区池	1839	新鳥越池	1870	広光池
1809	岩上池	1840	雀尺池	1871	深町池
1810	内野池	1841	積内池	1872	藤三ヶ浦池
1811	梅津池	1842	大現寺1号池	1873	伏原池
1812	裏池(上)	1843	大現寺3号池	1874	古田池
1813	裏池(下)	1844	大現寺2号池	1875	古御堂池
1814	大森池(下)	1845	高太郎池	1876	堀田池
1815	沖田池	1846	竹尾池(下)	1877	本立1号池
1816	奥野1号池	1847	竹ノ尾池	1878	本立3号池
1817	奥野3号池	1848	辰ヶ鼻池	1879	本立2号池
1818	奥野2号池	1849	谷川池	1880	招池
1819	貝町池	1850	月ヶ森池	1881	丸田池
1820	金江池	1851	月花池	1882	禊池
1821	上屋敷池	1852	寺前池	1883	御園池
1822	観音池	1853	堂ノ浦池	1884	水上池
1823	京田池	1854	導本池	1885	ミノブチ池
1824	桐ノ木池	1855	鳥越池	1886	向達池
1825	草場池(下)	1856	長尾池	1887	牟田池
1826	郷東池	1857	長尾下池	1888	薬師池
1827	小ヶ浦池	1858	名切池	1889	ヤナイ池(上)
1828	御供田池	1859	名呑池	1890	ヤナイ池(下)
1829	小越池	1860	西新堤池	1891	山裏池
1830	小竹池	1861	西ノ浦池	1892	山川池
1831	古堂池	1862	二築区池	1893	山ノ口池
1832	坂田池	1863	練原池	1894	吉原池
1833	笹熊池	1864	野口池	1895	脇ノ田池
1834	三築区池	1865	野間池	1896	大森池(上)
1835	尻長池(上)	1866	林口池	1897	許斐池
1836	尻長池(下)	1867	原田池	1898	東池
1837	新堤池	1868	日ヶ暮池	1899	管牟田池
1838	新堤池	1869	東池		

(2) ため池及び頭首工改修箇所

ため池名	受益面積	ため池名	受益面積
御供田	11.3ha	吉原池	5.5ha
向達池	6.2ha	新堤	3.2ha
寺前	5.3ha	尻長池(下)	5.1ha
野間池	21.2ha	広光池	4.0ha
ヤナイ下池	11.3ha		

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覧)による)

1-10 砂防指定地

北九州県土整備事務所 宗像支所管内

令和4年4月1日現在

番号	溪流名	住所	告示年月日	告示番号	指定面積 (ha)	指定 方法	備考
37	内岳川	在自	S42. 3.31	1179	0.61	線	旧津屋崎町
38	本木川	本木	S41. 8.10	2634	1.79	線	旧福間町
39	大内川 及び大内川右支川	舎利蔵	S53. 1.23	52	10.38	線	旧福間町
40	本木川	本木	H4.12.22	2037	2.61	標柱	旧福間町

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覽)による)

1-1-1 土石流危険溪流

北九州県土整備事務所 宗像支所管内

令和4年4月1日現在

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要			保全対象	
					溪流長 (km)	面積 (km ²)	平均 河床 勾配度	戸数	公共施設 等
362-I-001	西郷川	大内川	舍利蔵谷	舍利蔵	0.19	0.02	16	8	集会所
362-I-002	西郷川	大内川	大内川	舍利蔵	0.56	0.05	11	9	公民館
362-I-003	西郷川	本木川	本木川	本木	1.61	0.75	14	0	集会施設
362-I-004	西郷川	西郷川	山ノ口谷	八並	0.15	0.05	19	5	-
362-I-005	西郷川	桜川	小竹谷	小竹	0.21	0.04	9	16	-
362-I-006	西郷川	桜川	冠川	手光	0.40	0.13	8	12	公民館
363-I-001	在自川	在自川	在自谷(1)	在自	0.30	0.03	21	12	-
363-I-002	在自川	在自川	在自谷(2)	在自	0.31	0.04	20	15	-
363-I-003	在自川	在自川	内岳谷	在自	0.30	0.03	21	15	-
363-I-004	-	黒石川	水上谷	大石	0.11	0.02	12	15	公民館
363-I-005	-	奴山川	奴山谷(1)	奴山	0.25	0.03	14	7	-
363-I-006	-	奴山川	奴山谷(2)	奴山	0.16	0.02	20	7	-
363-I-007	-	奴山川	奴山谷(3)	奴山	0.10	0.01	17	7	-
363-I-008	-	奴山川	奴山谷(4)	奴山	0.05	0.01	14	5	-
362-II-001	西郷川	舍利蔵川	舍利蔵川(1)	舍利蔵	0.31	0.03	11	1	-
362-II-002	西郷川	舍利蔵川	舍利蔵川(2)	舍利蔵	0.19	0.02	18	1	-
362-II-003	西郷川	本木川	祥雲谷	本木	0.20	0.02	19	3	-
362-II-004	釣川	八並川	的原谷	八並	0.49	0.05	7	3	-
362-II-005	釣川	八並川	山中谷	八並	0.47	0.07	20	4	-
362-II-006	釣川	八並川	吉原谷	八並	0.26	0.04	14	4	-
363-II-001	-	中川	林口谷	宮司	0.21	0.04	14	1	-
363-II-002	-	黒石川	谷川	生家	0.44	0.07	9	1	-
363-II-003	-	中川	名切谷	勝浦	0.44	0.02	19	1	-

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覽)による)

1-12 地すべり危険箇所

令和4年4月1日現在

番号	区域名	大字	区域面積 (ha)	勾配	保全人家 (戸)	公共施設等への影響 (m)		耕地 (ha)
83	大石	大石	9.7	28	37	町道	600	4

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覧)による)

1-13 急傾斜地崩壊危険区域

北九州県土整備事務所 宗像支所管内

令和4年4月1日現在

番号	区域名	所在地	指定面積(ha)	告示年月日	告示番号
1	石穴	手光字峠	0.1907	S52.2.22	222
			0.2707	S59.5.17	774
2	内殿	内殿字坂丸	1.0456	S54.12.4	1802
3	原町	字竹尾(福間南2丁目)	0.2034	S56.4.2	492
4	宿	畦町字宿	0.2684	S56.4.2	492
5	鞍掛	上西郷字鞍掛	0.2381	S56.4.2	492
6	渡	渡字蛭子元	0.1870	S62.7.18	1085
7	奴山	奴山字山中、字内畑、字屋敷	0.1960	H1.10.20	1687
8	宿(A)	畦町字宿	0.5820	H2.2.5	176
			0.0145	H4.7.8	1148
9	百田	字百田	0.2478	H3.11.15	1875
10	坂丸	内殿字坂丸	1.9868	H6.7.8	1195
11	宮司 d	宮司、津屋崎	0.2147	H15.2.7	224
12	本木(a)	本木字万歳丸	0.4024	H26.2.28	161
13	水落	奴山字水落	0.1321	H30.6.26	607

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覧)による)

1-1-4 急傾斜地崩壊危険箇所

令和4年4月1日現在

(自然斜面 I)

箇所番号	箇所名	地形			人家 (戸)	公共建築物	公共施設
		長さ (m)	傾斜 度	斜面 高さ (m)			
362-I-001N	手光(3)	130	50	18	14		
362-I-002N	手光(1)	100	45	12	6		市町村道 200
362-I-003N	手光(a)	65	35	16	5		市町村道 50
362-I-004N	光陵高校下	120	45	8	5	学校 1	市町村道 100
362-I-005N	手光(2)	150	70	20	12		河川 50
362-I-006N	手光(b)	70	39	15	12		市町村道 100
362-I-007N	光陽台 5 丁目	130	31	23	7		市町村道 270
362-I-008N	手光(c)	65	33	21	5		市町村道 250 河川 70
362-I-009N	冠	90	30	24	6	公民館 1	市町村道 200 河川 150
362-I-010N	界	150	50	15	35		県道 150
362-I-011N	石穴	110	30	15	24		
362-I-013N	東福間 8 丁目	40	36	20	6		市町村道 50
362-I-014N	東福間 6 丁目	70	37	20	14		市町村道 140
362-I-017N	東石穴	120	35	20	16	公民館 1	市町村道 50
362-I-018N	小竹	100	50	20	22	公民館 1	県道 70
362-I-019N	若木台	150	30	20	21		その他 A 150
362-I-022N	津丸(a)	190	53	12	5		その他の道路 30
362-I-023N	津丸	120	35	15	7	公民館 1	
362-I-025N	山口	230	32	26	5		県道 170 その他の道路 60
362-I-026N	百田	70	40	8	17		市町村道 50
362-I-028N	原町	120	60	8	28		市町村道 100
362-I-029N	鞍掛	100	40	10	8		
362-I-031N	内殿(2)	50	40	25	9		
362-I-032N	内殿(a)	60	37	15	9		市町村道 170
362-I-034N	居尺(a)	145	34	12	6		市町村道 110
362-I-035N	宿	100	45	18	9	郵便局等の官公庁 1	県道 100
362-I-036N	宿(中町)	150	70	15	16		県道 150
362-I-037N	畦町(a)	70	44	18	6		市町村道 80
362-I-038N	大浦	200	40	8	8		県道 100
362-I-039N	本木(b)	35	34	20	1	その他 1	
362-I-040N	本木(a)	210	46	19	8	公民館 1	県道 70
362-I-041N	坂丸	150	45	20	8	その他 1	市町村道 150
362-I-042N	内殿	130	45	20	15		
362-I-043N	舍利蔵(a)	185	41	30	10	その他 1	市町村道 300 その他の道路 30 河川 50
363-I-001N	新町	130	45	6	6		
363-I-003N	池尻	140	30	60	5		市町村道 110

箇所番号	箇所名	地形			人家 (戸)	公共建築物	公共施設
		長さ (m)	傾斜 度	斜面 高さ (m)			
363-I-004N	樋口	150	40	40	7		市町村道 150
363-I-005N	田ノ浦	150	35	15	5		市町村道 150
363-I-006N	渡	120	50	20	20	医療提供施設 1	市町村道 100
363-I-007N	渡(a)	115	35	18		医療提供施設 1 宿泊所 1	県道 70
363-I-009N	宮司(d)	300	45	16	30		市町村道 295 その他 B 1
363-I-011N	津屋崎(a)	120	59	8	11		市町村道 150
363-I-012N	宮司(c)	180	35	10	11		市町村道 180
363-I-013N	宮司(a)	30	30	8		医療提供施設 1 その他 1	
363-I-014N	宮司(b)	25	45	8		知的障がい者援護 施設 1	市町村道 10
363-I-015N	裏	160	45	30		学校 1	

(自然斜面Ⅱ)

箇所番号	箇所名	地形			人家 (戸)	公共建築物	公共施設
		長さ (m)	傾斜 度	斜面 高さ (m)			
362-II-001N	手光(f)	20	31	16	1		市町村道 40
362-II-002N	手光	50	60	8	3		
362-II-003N	冠	100	45	15	4		
362-II-004N	手光(g)	30	31	10	1		
362-II-005N	手光(e)	45	34	14	1		その他 15
362-II-006N	界(a)	80	33	9	4		市町村道 160 河川 100
362-II-007N	小竹(b)	35	39	8	2		市町村道 65
362-II-008N	小竹(c)	30	34	12	2		市町村道 20
362-II-009N	山中(a)	30	32	10	1		市町村道 5
362-II-010N	山中(c)	70	42	20	3		市町村道 110 その他 20 河川 80
362-II-011N	山中(b)	35	51	9	2		市町村道 10
362-II-012N	八並(a)	60	34	10	2		
362-II-014N	西郷橋	15	32	6	1		
362-II-016N	手光(d)	35	43	6	3		
362-II-019N	光陽台4丁目	20	33	15	4		
362-II-020N	光陽台南(a)	20	35	8	3		市町村道 10
362-II-021N	通り堂	45	32	11	4		
362-II-022N	上西郷(i)	40	42	8	3		
362-II-023N	上西郷(j)	45	38	15	4		市町村道 70
362-II-024N	津丸(a)	50	40	8	1		
362-II-025N	津丸(b)	35	39	8	4		市町村道 50
362-II-026N	久末(b)	30	32	7	2		
362-II-027N	久末(c)	50	31	6	1		市町村道 10

箇所番号	箇所名	地形			人家 (戸)	公共建築物	公共施設
		長さ (m)	傾斜 度	斜面 高さ (m)			
362-II-028N	八並(b)	25	34	11	2		市町村道 55 河川 10
362-II-029N	八並(c)	120	32	12	1		
362-II-030N	八並(e)	30	53	9	1		
362-II-031N	八並(f)	60	30	12	1		市町村道 300
362-II-033N	八並(d)	35	38	20	2		市町村道 20 その他 10
362-II-034N	両谷(b)	20	34	14	3		市町村道 30
362-II-035N	上西郷(c)	15	34	6	1		
362-II-036N	今西	30	38	10	1		
362-II-037N	鞍掛	100	30	7	3		
362-II-038N	上西郷(b)	45	30	20	1		市町村道 60
362-II-039N	上西郷(d)	30	30	7	1		
362-II-040N	上西郷(a)	50	34	6	1		
362-II-042N	井尻(a)	65	46	15	2		市町村道 45
362-II-043N	内殿(e)	40	31	22	1		市町村道 15 その他 5
362-II-044N	内殿(f)	30	37	16	1		市町村道 45
362-II-045N	久末(a)	55	30	10	4		県道 50 市町村道 50
362-II-046N	畦町(d)	40	32	10	2		市町村道 115 その他 10 河川 70
362-II-047N	居尺(b)	50	45	15	2		市町村道 55 その他 30 河川 35
362-II-048N	内殿(d)	30	35	10	2		市町村道 10 河川 45
362-II-049N	内殿(c)	50	43	7	1		その他 5
362-II-050N	畦町(e)	70	31	48	1		市町村道 15
362-II-051N	畦町(b)	25	31	8	1		
362-II-052N	畦町(c)	40	34	8	2		市町村道 10
362-II-053N	本木(j)	60	31	24	2		県道 50
362-II-054N	本木(k)	10	41	6	1		
362-II-055N	本木(c)	25	34	13	2		県道 50 市町村道 20
362-II-056N	本木(d)	15	56	6	2		市町村道 25
362-II-057N	本木(e)	75	35	22	1		市町村道 50 その他 35 河川 45
362-II-058N	本木(i)	40	45	7	1		市町村道 30
362-II-059N	原町1区(b)	15	38	6	1		
362-II-060N	原町1区(a)	50	38	6	2		
362-II-062N	両谷(c)	30	30	8	1		
362-II-063N	両谷(a)	20	46	12	1		
362-II-065N	上西郷(e)	20	37	8	1		市町村道 20
362-II-066N	上西郷(f)	50	35	10	2		

箇所番号	箇所名	地形			人家 (戸)	公共建築物	公共施設
		長さ (m)	傾斜 度	斜面 高さ (m)			
362-II-067N	上西郷(h)	55	31	8	2		
362-II-068N	上西郷(g)	55	42	11	3		
362-II-069N	井尻(b)	20	34	8	1		
362-II-071N	内殿(g)	110	33	18	4		市町村道 150
362-II-072N	内殿(h)	30	43	22	2		市町村道 50
362-II-073N	太郎尺	150	35	10	4		市町村道 100
362-II-074N	内殿(b)	55	31	22	3		市町村道 75 その他 10
362-II-075N	内殿(i)	20	35	11	1		市町村道 20
362-II-076N	内殿(j)	25	42	8	1		市町村道 30
362-II-077N	本木(h)	70	32	20	2		市町村道 80
362-II-078N	河内	85	35	10	3		
362-II-079N	本木(g)	30	34	10	2		市町村道 50
362-II-080N	本木(f)	50	33	20	1		市町村道 20 その他 80
362-II-081N	舍利蔵(c)	20	35	6	1		
362-II-083N	舍利蔵(a)	60	34	12	3		市町村道 80
362-II-084N	舍利蔵(d)	15	35	20	2		市町村道 10
362-II-085N	舍利蔵(b)	40	37	36	1		
363-II-003N	奴山	80	45	10	4		
363-II-004N	京泊(a)	30	34	11	1		
363-II-005N	京泊(b)	90	36	22	1		
363-II-006N	池尻	40	36	32	1		その他 90 市町村道 10
363-II-007N	大石	20	39	6	1		
363-II-008N	渡(g)	20	42	8	1		その他 5
363-II-009N	田ノ浦(d)	105	35	12	4		市町村道 25 河川 15
363-II-010N	田ノ浦(c)	45	45	16	2		市町村道 100
363-II-011N	田ノ浦(b)	35	38	20	1		市町村道 35
363-II-012N	田ノ浦(a)	30	36	20	1		市町村道 40
363-II-013N	渡(f)	35	36	18	1		その他 15
363-II-014N	渡(e)	40	30	7	1		市町村道 5
363-II-015N	渡(c)	20	31	6	2		
363-II-016N	在自(b)	35	32	12	1		その他 20
363-II-017N	在自(c)	40	53	8	3		その他 50
363-II-018N	津屋崎(d)	60	32	14	3		
363-II-019N	津屋崎(e)	40	30	18	2		市町村道 50
363-II-020N	津屋崎(c)	30	37	11	1		
363-II-021N	在自(a)	80	36	10	3		
363-II-022N	津屋崎(b)	35	50	8	2		市町村道 10
363-II-024N	宮司(f)	40	34	10	2		
363-II-025N	宮司(e)	45	36	22	4		
363-II-026N	宮司(g)	20	30	8	2		

(人工斜面Ⅰ)

箇所番号	箇所名	地形			人家 (戸)	公共建築物	公共施設
		長さ (m)	傾斜 度	斜面 高さ (m)			
362-I-012A	尾敷ヶ浦	100	50	12	10		県道 200
362-I-015A	東福間	50	30	20	5		高速道・国道 300
362-I-016A	小竹(a)	125	46	6	7	公民館 1	市町村道 70 河川 15
362-I-020A	若木台 6 丁目	150	40	11	6		市町村道 260 その他の道路 20
362-I-021A	昭和町 1 区	130	51	9	10		県道 40 その他の道路 20
362-I-024A	神興東小学校	300	30	10	9	学校 1	
362-I-027A	岸田公園横	200	60	8	14		
362-I-030A	イマニシ	100	40	7	6	その他 2	
362-I-033A	居尺	200	45	9	2	学校 1	
363-I-002A	奴山(a)	50	37	6	18	老人福祉施設 1	
363-I-008A	在自(d)	250	50	14	8	公民館 1	市町村道 180
363-I-010A	清田ヶ浦	120	45	25	26		市町村道 100

(人工斜面Ⅱ)

箇所番号	箇所名	地形			人家 (戸)	公共建築物	公共施設
		長さ (m)	傾斜 度	斜面 高さ (m)			
362-II-013A	大和町 1 区	35	43	7	1		
362-II-015A	四角	40	40	8	1		
362-II-017A	光陽台 2 丁目	120	33	8	4		市町村道 40
362-II-018A	光陽台(b)	65	32	8	4		市町村道 70
362-II-032A	八並(g)	40	45	9	2		市町村道 10
362-II-041A	イジリ	60	60	7	2		市町村道 200
362-II-061A	原町 3 区(c)	30	41	9	1		
362-II-064A	上西郷(k)	40	33	8	1		市町村道 20
362-II-070A	内殿(k)	25	45	8	1		市町村道 30
362-II-082A	舍利蔵(a)	30	45	8	1		
363-II-001A	奴山(c)	25	32	12	1		その他 15
363-II-002A	奴山(b)	50	40	8	1		
363-II-023A	宮司(h)	40	42	7	1		県道 40

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編 2(災害危険箇所一覧)による)

1-15 土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

令和4年4月1日現在

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	面積(m ²)		公示	
						警戒区域	特別警 戒区域	年月日	番号
362-D-001	吉原谷	八並	362-II-006	○		112,076	456	H25.2.15	208
362-D-002	山中谷	八並	362-II-005	○		119,759	3,563	〃	〃
362-D-003	的原谷	八並	362-II-004	○		104,762	2,630	〃	〃
362-D-004	山ノ口谷	八並	362-I-004	○		41,192	30	〃	〃
362-D-005	祥雲谷	本木	362-II-003	○		48,446	73	〃	〃
362-D-006	本木川-1	本木	362-I-003-1	○		55,329	15,301	〃	〃
362-D-007	本木川-2	本木	362-I-003-2	○		73,394	553	〃	〃
362-D-008	舍利蔵(2)	舍利蔵	362-II-002	○		6,381	267	〃	〃
362-D-009	舍利蔵(1)	舍利蔵	362-II-001	○		59,491	891	〃	〃
362-D-010	舍利蔵谷	舍利蔵	362-I-001	○		47,801	183	〃	〃
362-D-011	大内川	舍利蔵	362-I-002	○		58,792	1,281	〃	〃
362-D-012	広光谷	手光	362-III-002	○		54,879	846	〃	〃
362-D-013	尻長谷	手光	362-III-001	○		29,247	619	〃	〃
362-D-014	冠川	手光	362-I-006	○		32,959	1,284	〃	〃
362-D-015	小竹谷	小竹及び 宗像村山田	362-I-005	○		32,959	1,284	〃	〃
363-D-001	名切谷	勝浦	363-II-003	○		129,601	0	〃	210
363-D-002	奴山谷(3)	奴山	363-I-007	○		23,521	178	〃	〃
363-D-003	奴山谷(2)	奴山	363-I-006	○		56,706	46	〃	〃
363-D-004	奴山谷(1)	奴山	363-I-005	○		139,592	268	〃	〃
363-D-005	谷川	生家	363-II-002	○		227,026	706	〃	〃
363-D-006	生家谷	生家	363-III-004	○		16,210	203	〃	〃
363-D-007	水上谷	大石	363-I-004	○		45,759	1,662	〃	〃
363-D-008	堀田谷	須多田	363-III-003	○		64,731	3,287	〃	〃
363-D-009	内岳谷	在自	363-I-003	○		96,301	263	〃	〃
363-D-010	在自谷(2)	在自	363-I-002	○		70,590	370	〃	〃
363-D-011	在自谷(1)	在自	363-I-001	○		113,034	376	〃	〃
363-D-012	林口谷	宮司	363-II-001	○		146,867	109	〃	〃

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2 (災害危険箇所一覽) による)

1-16 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）

令和4年4月1日現在

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年月日	番号
364-K-160	井牟田	勝浦及び宗像 市神湊	364-I-015N	○		18	52	3,870	1,365	H26.3.11	192
364-K-161	昭和町(e)	勝浦及び宗像 市神湊	364-II-019N	○	○	10	31	908	314	〃	〃
364-K-162	昭和町(d)	勝浦及び宗像 市神湊	364-II-018N	○	○	17	36	3,943	1,459	〃	〃
364-K-163	昭和町(c)	勝浦及び宗像 市神湊	364-II-017N	○		21	43	4,204	1,366	〃	〃
364-K-164	神港 A	勝浦及び宗像 市神湊	kyu644-0012	○		28	49	9,986	4,397	〃	〃
362-K-001	八並(a)	八並	362-II-012N	○	○	22	48	10,032	4,015	H25.2.15	208
362-K-002	八並(i)	八並	362-NK-006	○		27	47	8,715	3,979	〃	〃
362-K-003	山中(b)	八並	362-II-011N	○	○	14	60	5,720	1,643	〃	〃
362-K-004	山中(c)-1	八並	362-II-010N-1	○	○	18	40	6,913	2,443	〃	〃
362-K-005	山中(c)-2	八並	362-II-010N-2	○		7	46	1,148	274	〃	〃
362-K-006	山中(a)	八並	362-II-009N	○	○	11	50	1,012	345	〃	〃
362-K-007	八並(h)-1	八並	362-NK-005-1	○		6	46	703	110	〃	〃
362-K-008	八並(h)-2	八並	362-NK-005-2	○	○	5	50	616	103	〃	〃
362-K-009	若木台 6 丁目-2	若木台 6 丁目 及び八並	362-I-020A-2			14	45	3,372	0	〃	〃
362-K-010	若木台 6 丁目-1	若木台 6 丁目 及び八並	362-I-020A-1			10	41	3,470	0	〃	〃
362-K-011	八並(b)	八並	362-II-028N	○		16	55	6,446	2,284	〃	〃
362-K-012	八並(c)-1	八並	362-II-029N-1	○		13	54	7,014	2,023	〃	〃
362-K-013	八並(c)-2	八並	362-II-029N-2	○	○	12	41	1,699	619	〃	〃
362-K-014	八並(f)	八並	362-II-031N	○		6	46	300	51	〃	〃
362-K-015	八並(g)	八並	362-II-032A	○	○	9	44	1,915	585	〃	〃
362-K-016	八並(d)	八並	362-II-033N	○	○	12	59	3,361	989	〃	〃
362-K-017	山口	八並	362-I-025N	○	○	27	44	13,766	5,025	〃	〃
362-K-018	八並(j)	八並	362-NK-007	○		18	35	4,208	1,019	〃	〃
362-K-019	八並(e)	八並	362-II-030N	○	○	9	53	4,498	1,120	〃	〃
362-K-020	畦町(g)	畦町及び八並	362-NK-008	○	○	17	45	6,166	2,190	〃	〃
362-K-021	畦町(a)	畦町	362-I-037N	○	○	23	50	5,581	1,653	〃	〃
362-K-022	畦町(c)	畦町	362-II-052N	○	○	12	40	3,161	1,024	〃	〃
362-K-023	畦町(b)	畦町	362-II-051N	○	○	17	59	3,172	1,171	〃	〃
362-K-024	宿(中町)	畦町	362-I-036N	○		20	52	8,724	1,516	〃	〃
362-K-025	宿	畦町	362-I-035N			12	47	2,436	0	〃	〃
362-K-026	畦町(e)	畦町	362-II-050N	○		27	41	6,447	2,752	〃	〃
362-K-027	畦町(f)	畦町	362-III-003N	○		78	44	32,519	19,927	〃	〃
362-K-028	畦町(d)	畦町	362-II-046N	○	○	25	47	2,887	1,109	〃	〃
362-K-029	畦町(h)	畦町	362-NK-009	○	○	11	45	2,374	621	〃	〃
362-K-030	畦町(i)	畦町	362-NK-010	○	○	17	45	2,589	977	〃	〃
362-K-031	畦町(j)	畦町	362-NK-011	○		9	65	1,483	328	〃	〃
362-K-032	久末(a)	畦町	362-II-045N	○		6	51	658	125	〃	〃
362-K-033	本木(i)	本木	362-II-053N	○		5	38	492	96	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年月日	番号
362-K-034	本木(k)	本木	362-II-054N	○		11	51	1,726	499	H25.2.15	208
362-K-035	大浦-1	本木	362-I-038N-1	○	○	26	51	10,096	3,496	〃	〃
362-K-036	大浦-3	本木	362-I-038N-3	○		6	51	1,761	330	〃	〃
362-K-037	大浦-2	本木	362-I-038N-2	○	○	5	43	223	31	〃	〃
362-K-038	本木(c)	本木	362-II-055N	○	○	15	63	9,533	1,353	〃	〃
362-K-039	本木(d)	本木	362-II-056N	○		16	58	5,958	1,812	〃	〃
362-K-040	本木(h)	本木	362-II-077N	○	○	6	41	535	70	〃	〃
362-K-041	本木(b)-1	本木	362-I-039N-1	○		17	41	5,612	1,997	〃	〃
362-K-042	本木(b)-2	本木	362-I-039N-2	○	○	7	30	629	144	〃	〃
362-K-043	本木(e)	本木	362-II-057N	○		7	45	1,383	346	〃	〃
362-K-045	本木(i)	本木	362-II-058N	○	○	12	42	739	139	〃	〃
362-K-046	河内	本木	362-II-078N	○	○	11	53	4,602	1,132	〃	〃
362-K-047	本木(f)-3	本木	362-II-080N-3	○		8	49	2,100	439	〃	〃
362-K-048	本木(f)-2	本木	362-II-080N-2	○	○	8	39	398	38	〃	〃
362-K-049	本木(f)-1	本木	362-II-080N-1	○		9	56	557	136	〃	〃
362-K-050	本木(g)	本木	362-II-079N	○		30	44	9,449	3,532	〃	〃
362-K-051	舍利蔵(b)	舍利蔵	362-II-085N	○	○	28	39	2,885	1,383	〃	〃
362-K-052	舍利蔵(d)	舍利蔵	362-II-084N	○	○	8	41	605	141	〃	〃
362-K-053	舍利蔵(e)	舍利蔵	362-II-083N	○	○	10	45	1,878	484	〃	〃
362-K-054	舍利蔵(f)	舍利蔵	362-I-043N	○	○	29	54	14,241	5,308	〃	〃
362-K-055	舍利蔵(c)	舍利蔵	362-II-081N	○		11	46	2,275	658	〃	〃
362-K-056	舍利蔵(a)-1	舍利蔵	362-II-082A-1	○	○	8	40	1,003	255	〃	〃
362-K-057	舍利蔵(a)-2	舍利蔵	362-II-082A-2	○		5	36	284	58	〃	〃
362-K-058	舍利蔵(g)	舍利蔵	362-III-007N	○		33	35	8,320	3,625	〃	〃
362-K-059	内殿(i)-1	内殿	362-II-075N-1	○		6	38	1,054	214	〃	〃
362-K-060	内殿(i)-2	内殿	362-II-075N-2	○	○	8	52	1,052	233	〃	〃
362-K-061	内殿(b)-1	内殿	362-II-074N-1	○	○	8	51	1,024	113	〃	〃
362-K-062	内殿(b)-2	内殿	362-II-074N-2	○		13	40	2,338	699	〃	〃
362-K-063	居尺(a)-1	内殿	362-I-034N-1	○		7	36	1,969	509	〃	〃
362-K-064	居尺(a)-2	内殿	362-I-034N-2	○		9	39	2,157	617	〃	〃
362-K-065	居尺-1	内殿	362-I-033A-1	○	○	13	47	5,475	1,840	〃	〃
362-K-066	居尺-2	内殿	362-I-033A-2			7	40	1,545	0	〃	〃
362-K-067	内殿(d)	内殿	362-II-048N	○		8	53	1,205	57	〃	〃
362-K-068	内殿(c)	内殿	362-II-049N	○		15	50	4,580	1,379	〃	〃
362-K-069	内殿(l)	内殿	362-III-004N	○		20	73	16,075	5,351	〃	〃
362-K-070	本木(l)	内殿	362-III-006N	○		9	48	5,039	1,408	〃	〃
362-K-071	坂丸-1	内殿	362-I-041N-1	○		22	48	9,833	838	〃	〃
362-K-072	坂丸-4	内殿	362-I-041N-4			13	47	2,431	0	〃	〃
362-K-073	坂丸-2	内殿	362-I-041N-2			14	47	1,627	0	〃	〃
362-K-074	坂丸-3	内殿	362-I-041N-3			14	39	964	0	〃	〃
362-K-075	内殿	内殿	362-I-042N	○	○	23	45	16,999	1,801	〃	〃
362-K-076	太郎尺-2	内殿	362-II-073N-2	○	○	12	52	2,860	766	〃	〃
362-K-077	太郎尺-1	内殿	362-II-073N-1	○		19	34	6,898	2,630	〃	〃
362-K-078	内殿(h)	内殿	362-II-072N	○		25	41	13,943	3,394	〃	〃
362-K-079	内殿(g)	内殿	362-II-071N	○	○	13	64	8,465	2,212	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年月日	番号
362-K-080	内殿(k)	内殿	362-II-070A	○		6	46	2,034	383	H25.2.15	208
362-K-081	内殿(2)	内殿	362-I-031N	○	○	16	49	2,458	854	〃	〃
362-K-082	内殿(a)-2	内殿	362-I-032N-2			6	39	344	0	〃	〃
362-K-083	内殿(a)-1	内殿	362-I-032N-1	○	○	14	43	3,135	1,100	〃	〃
362-K-084	内殿(f)	内殿	362-II-044N	○	○	6	49	641	9	〃	〃
362-K-085	内殿(e)-1	内殿	362-II-043N-1	○		8	44	1,386	347	〃	〃
362-K-086	内殿(e)-2	内殿	362-II-043N-2	○	○	6	49	1,129	277	〃	〃
362-K-087	井尻(a)	上西郷	362-II-042N	○	○	15	55	6,772	2,122	〃	〃
362-K-088	イジリ	上西郷	362-II-041A			7	52	4,376	0	〃	〃
362-K-089	上西郷(a)-2	上西郷	362-II-040N-2			6	35	704	0	〃	〃
362-K-090	上西郷(a)-1	上西郷	362-II-040N-1	○	○	5	38	152	37	〃	〃
362-K-091	井尻(b)	上西郷	362-II-069N	○	○	7	41	1,937	493	〃	〃
362-K-092	上西郷(h)-1	上西郷	362-II-067N-1	○	○	6	44	2,351	557	〃	〃
362-K-093	上西郷(g)	上西郷	362-II-068N	○	○	7	51	1,333	312	〃	〃
362-K-094	上西郷(f)	上西郷	362-II-066N	○	○	11	41	2,042	643	〃	〃
362-K-095	上西郷(k)	上西郷	362-II-064A	○	○	7	38	941	160	〃	〃
362-K-096	上西郷(e)	上西郷	362-II-065N	○		9	51	2,722	735	〃	〃
362-K-097	上西郷(h)-2	上西郷	362-II-067N-2			9	40	1,412	0	〃	〃
362-K-098	上西郷(d)	上西郷	362-II-039N	○		7	47	1,445	361	〃	〃
362-K-099	上西郷(b)-1	上西郷	362-II-038N-1	○	○	8	39	706	193	〃	〃
362-K-100	上西郷(b)-2	上西郷	362-II-038N-2			7	38	722	0	〃	〃
362-K-101	今西	上西郷	362-II-036N	○		7	64	1,371	311	〃	〃
362-K-102	イマニシ	上西郷	362-I-030A	○		7	49	890	129	〃	〃
362-K-103	上西郷(c)	上西郷	362-II-035N	○	○	7	45	672	164	〃	〃
362-K-104	上西郷(j)	上西郷	362-II-023N	○	○	15	53	5,624	1,874	〃	〃
362-K-105	上西郷(i)	上西郷	362-II-022N	○	○	9	60	1,263	337	〃	〃
362-K-106	鞍掛(a)	福間駅東3丁目	362-II-037N	○	○	7	50	3,372	696	〃	〃
362-K-107	鞍掛	福間駅東3丁目	362-I-029N			12	42	4,182	0	〃	〃
362-K-108	両谷(c)		362-II-062N	○		6	35	927	224	〃	〃
362-K-109	両谷(d)		362-III-005N	○		8	40	1,971	499	〃	〃
362-K-110	原町1区(b)	福間南2丁目	362-II-059N	○		5	37	524	80	〃	〃
362-K-111	原町1区(a)	福間南2丁目	362-II-060N	○	○	8	48	2,510	528	〃	〃
362-K-113	原町-1	福間南2丁目	362-I-028N-1	○		9	37	4,590	137	〃	〃
362-K-114	原町-3	福間南2丁目	362-I-028N-3			5	47	468	0	〃	〃
362-K-115	岸田公園横	福間南5丁目	362-I-027A	○	○	7	42	3,630	152	〃	〃
362-K-116	百田	福間南4丁目	362-I-026N	○		11	43	4,280	182	〃	〃
362-K-117	昭和町1区-1	中央5丁目	362-I-021A-1	○	○	8	71	2,132	222	〃	〃
362-K-118	昭和町1区-2	中央5丁目	362-I-021A-2			6	75	777	0	〃	〃
362-K-119	大和町1区	中央2丁目	362-II-013A			6	38	2,600	0	〃	〃
362-K-120	四角	福間駅東2丁目	362-II-015A	○	○	9	44	1,317	343	〃	〃
362-K-121	光陽台2丁目	光陽台2丁目 及び福間駅東2丁目	362-II-017A	○	○	8	57	692	103	〃	〃
362-K-122	光陽台(b)	光陽台3丁目 及び光陽台南	362-II-018A			8	39	1,117	0	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年月日	番号
362-K-123	光陽台 4 丁目	光陽台 4 丁目	362-II-019N			7	49	1,700	0	H25.2.15	208
362-K-124	光陽台 4 丁目(a)	光陽台 4 丁目	362-NK-002			9	39	742	0	〃	〃
362-K-125	通り堂	手光	362-II-021N	○	○	6	58	1,219	243	〃	〃
362-K-126	光陽台南(a)	手光	362-II-020N	○	○	9	44	1,962	540	〃	〃
362-K-127	手光(i)	手光	362-NK-003			5	52	820	0	〃	〃
362-K-128	手光(e)	手光	362-II-005N	○		7	57	1,149	236	〃	〃
362-K-129	手光(1)-2	手光	362-I-002N-2	○		19	47	2,011	839	〃	〃
362-K-130	手光(1)-1	手光	362-I-002N-1	○	○	23	64	12,970	4,341	〃	〃
362-K-131	手光(2)	手光及び光陽台 6 丁目	362-I-005N	○	○	7	48	1,327	254	〃	〃
362-K-132	手光(b)	手光及び光陽台 6 丁目	362-I-006N	○	○	11	59	2,655	516	〃	〃
362-K-133	手光(c)	手光及び光陽台 6 丁目	362-I-008N	○		16	45	3,472	1,139	〃	〃
362-K-134	光陵高校下-1	手光及び光陽台 5 丁目	362-I-004N-1	○	○	8	47	3,184	865	〃	〃
362-K-135	光陵高校下-2	手光及び光陽台 5 丁目	362-I-004N-2			6	44	1,026	0	〃	〃
362-K-136	手光(a)-1	手光	362-I-003N-1	○	○	7	51	836	141	〃	〃
362-K-137	手光(a)-2	手光	362-I-003N-2	○		9	60	962	194	〃	〃
362-K-138	手光(3)-5	手光	362-I-001N-5	○	○	13	52	5,740	2,140	〃	〃
362-K-139	手光(3)-4	手光	362-I-001N-4	○		8	44	572	81	〃	〃
362-K-140	手光(3)-3	手光	362-I-001N-3	○	○	24	51	3,483	938	〃	〃
362-K-141	手光(3)-2	手光	362-I-001N-2	○	○	11	65	1,266	202	〃	〃
362-K-142	手光(3)-1	手光	362-I-001N-1	○		11	70	2,588	756	〃	〃
362-K-143	手光(d)	手光	362-II-016N	○	○	5	60	296	29	〃	〃
362-K-144	手光(i)	手光	362-NK-001	○		15	32	2,775	202	〃	〃
362-K-145	手光(g)	手光	362-II-004N	○		5	40	598	17	〃	〃
362-K-146	手光(f)	手光	362-II-001N	○	○	5	37	267	47	〃	〃
362-K-147	冠-1	手光	362-II-003N-1	○		33	49	6,458	2,723	〃	〃
362-K-148	冠(b)	手光	362-NK-004	○		20	51	5,247	1,992	〃	〃
362-K-149	冠-2	手光	362-II-003N-2	○	○	14	42	3,343	837	〃	〃
362-K-150	冠-3	手光	362-II-003N-3	○		9	46	959	241	〃	〃
362-K-151	石穴-1	手光	362-I-011N-1	○		8	46	980	268	〃	〃
362-K-152	石穴-2	手光	362-I-011N-2			13	42	1,781	0	〃	〃
362-K-153	手光	手光	362-II-002N	○	○	9	43	3,876	900	〃	〃
362-K-154	冠	手光	362-I-009N	○	○	22	45	10,996	3,779	〃	〃
362-K-155	手光(h)	手光	362-III-001N	○		32	49	9,831	4,075	〃	〃
362-K-156	界(a)	手光、東福間 2 丁目及び 7 丁目	362-II-006N	○		28	43	21,782	8,281	〃	〃
362-K-157	界-1	東福間 2 丁目及び 7 丁目	362-I-010N-1	○		11	48	2,445	791	〃	〃
362-K-158	界-2	東福間 7 丁目	362-I-010N-2	○	○	19	46	2,657	1,031	〃	〃
362-K-159	界-3	東福間 7 丁目	362-I-010N-3	○	○	9	34	2,019	634	〃	〃
362-K-160	東福間 8 丁目	東福間 8 丁目	362-I-013N	○		18	48	4,554	1,429	〃	〃
362-K-161	東福間 6 丁目	東福間 6 丁目	362-I-014N	○	○	16	40	5,284	1,746	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年月日	番号
362-K-162	小竹(b)-1	小竹	362-II-007N-1	○	○	7	53	1,318	183	H25.2.15	208
362-K-163	小竹(b)-2	小竹	362-II-007N-2	○		9	63	814	149	"	"
362-K-164	東石穴-1	小竹	362-I-017N-1	○	○	16	55	3,031	1,074	"	"
362-K-165	東石穴-2	小竹	362-I-017N-2	○	○	8	57	1,552	348	"	"
362-K-166	小竹-1	小竹	362-I-018N-1	○	○	18	46	4,638	1,520	"	"
362-K-167	小竹-2	小竹	362-I-018N-2	○		14	60	9,074	2,607	"	"
362-K-168	小竹(a)	小竹	362-I-016A			8	47	511	0	"	"
362-K-169	東福間-2	東福間 5 丁目	362-I-015A-2	○		15	50	12,310	638	"	"
362-K-170	東福間-1	東福間 5 丁目	362-I-015A-1	○		11	33	2,552	844	"	"
362-K-171	尾敷ヶ浦	東福間 4 丁目	362-I-012A	○		11	48	4,918	1,328	"	"
362-K-172	神輿東小学校	津丸及び久末	362-I-024A			11	38	3,823	0	"	"
362-K-173	久末(c)	久末	362-II-027N	○	○	5	40	377	56	"	"
362-K-174	久末(b)	久末	362-II-026N	○	○	9	51	937	267	"	"
362-K-175	津丸(d)	津丸	362-III-002N	○		19	49	9,911	3,434	"	"
362-K-176	津丸(c)	津丸	362-II-024N	○	○	5	45	1,066	210	"	"
362-K-177	津丸-1	津丸	362-I-023N-1			9	66	1,063	0	"	"
362-K-178	津丸-2	津丸	362-I-023N-2	○	○	9	45	882	242	"	"
362-K-179	津丸-3	津丸	362-I-023N-3	○	○	9	45	1,923	398	"	"
362-K-180	津丸(b)-2	津丸	362-II-025N-2	○	○	11	60	2,090	423	"	"
362-K-181	津丸(b)-1	津丸	362-II-025N-1	○	○	7	50	818	193	"	"
362-K-182	津丸(a)-1	津丸	362-I-022N-1	○	○	10	51	702	128	"	"
362-K-183	津丸(a)-2	津丸	362-I-022N-2	○	○	7	53	1,955	341	"	"
362-K-184	津丸(a)-3	津丸	362-I-022N-3	○	○	13	50	1,516	465	"	"
362-K-185	光陽台 5 丁目-1	津丸及び光陽台 5 丁目	362-I-007N-1			7	41	2,891	0	"	"
362-K-186	光陽台 5 丁目-2	津丸及び光陽台 5 丁目	362-I-007N-2			7	41	1,707	0	"	"
362-K-187	小竹(c)	小竹及び宗像市村山田	362-II-008N	○	○	12	44	3,049	947	"	"
362-K-188	原町-2	福間南2丁目	362-I-028N-2			8.0	51	605	0	H29.4.11	309
362-K-189	本木(a)	本木	362-I-040N	○		15	48	6,301	138	H30.10.2	809
362-K-190	舍利蔵(h)	舍利蔵	362-NK-012	○		12	56	1,757	381	H30.12.14	1097
362-K-191	舍利蔵(i)	舍利蔵	362-NK-013	○		5	50	354	61	"	"
362-K-192	舍利蔵(j)	舍利蔵	362-NK-014	○		13	66	3,735	987	"	"
362-K-193	舍利蔵(k)	舍利蔵	362-NK-015	○		9	39	5,152	1,646	"	"
362-K-194	舍利蔵(l)	舍利蔵	362-NK-016	○		18	55	5,473	1,849	"	"
362-K-195	舍利蔵(m)	舍利蔵	362-NK-017	○		9	41	3,414	938	"	"
362-K-196	舍利蔵(n)	舍利蔵	362-NK-018	○		36	51	2,618	1,254	"	"
362-K-197	舍利蔵(o)	舍利蔵	362-NK-019	○		19	51	9,149	3,235	"	"
362-K-198	舍利蔵(p)	舍利蔵	362-NK-020	○		54	58	24,199	12,852	"	"
362-K-199	舍利蔵(q)	舍利蔵	362-NK-021	○		43	36	12,639	5,985	"	"
362-K-200	舍利蔵(r)	舍利蔵	362-NK-022	○		62	56	18,353	10,821	"	"
363-K-001	奴山(a)	奴山	363-I-002A	○		8	40	2,717	826	H25.2.15	210
363-K-002	奴山(c)	奴山	363-II-001A	○	○	9	35	2,141	571	"	"
363-K-003	奴山(b)	奴山	363-II-002A			7	38	692	0	"	"
363-K-004	奴山	奴山	363-II-003N	○	○	14	45	2,931	598	"	"

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年月日	番号
363-K-005	生家	生家	363-Ⅲ-002N	○		12	37	2,781	939	H25.2.15	210
363-K-006	大石	大石	363-Ⅱ-007N	○	○	14	57	2,975	932	〃	〃
363-K-007	在自(a)	在自	363-Ⅱ-021N	○	○	8	45	367	62	〃	〃
363-K-008	在自(c)	在自	363-Ⅱ-017N	○		15	51	1,650	562	〃	〃
363-K-009	在自(d)	在自及び星ヶ丘	363-Ⅰ-008A	○		16	63	17,793	3,830	〃	〃
363-K-010	津屋崎(a)-1	津屋崎	363-Ⅰ-011N-1	○	○	7	52	1,160	308	〃	〃
363-K-011	津屋崎(a)-2	津屋崎	363-Ⅰ-011N-2			8	45	756	0	〃	〃
363-K-012	津屋崎(c)	津屋崎	363-Ⅱ-020N	○	○	12	41	2,692	874	〃	〃
363-K-013	津屋崎(b)	津屋崎	363-Ⅱ-022N	○	○	18	34	393	58	〃	〃
363-K-014	津屋崎(e)	津屋崎	363-Ⅱ-019N	○		18	41	1,156	508	〃	〃
363-K-015	津屋崎(d)	津屋崎	363-Ⅱ-018N	○		9	37	2,155	644	〃	〃
363-K-016	清田ヶ浦	津屋崎	363-Ⅰ-010A	○	○	16	56	9,375	1,608	〃	〃
363-K-017	宮司(d)	宮司	363-Ⅰ-009N	○	○	17	51	11,119	1,121	〃	〃
363-K-018	裏	宮司	363-Ⅰ-015N	○	○	25	82	9,139	3,208	〃	〃
363-K-019	宮司(b)	宮司	363-Ⅰ-014N	○	○	11	64	1,791	470	〃	〃
363-K-020	宮司(h)	宮司	363-Ⅱ-023A・ Ⅱ-024N	○	○	13	50	6,015	1,993	〃	〃
363-K-021	宮司(a)	宮司	363-Ⅰ-013N	○	○	7	39	870	219	〃	〃
363-K-022	宮司(c)	宮司	363-Ⅰ-012N	○		13	76	4,090	1,150	〃	〃
363-K-023	渡	渡	363-Ⅰ-006N	○		13	47	2,791	22	〃	〃
363-K-024	田ノ浦(f)-1	渡	363-Ⅲ-003N-1	○		20	47	2,925	980	〃	〃
363-K-025	田ノ浦(f)-2	渡	363-Ⅲ-003N-2	○		20	41	3,666	1,172	〃	〃
363-K-026	田ノ浦(d)	渡	363-Ⅱ-009N	○		12	45	1,408	416	〃	〃
363-K-027	田ノ浦(c)	渡	363-Ⅰ-005N・ Ⅱ-010N	○	○	36	44	19,498	8,841	〃	〃
363-K-028	田ノ浦-2	渡	363-Ⅰ-005N-2	○		36	44	2,092	786	〃	〃
363-K-029	田ノ浦(b)	渡	363-Ⅱ-011N	○	○	26	44	5,297	2,185	〃	〃
363-K-030	田ノ浦(a)	渡	363-Ⅱ-012N・ Ⅲ-004N	○	○	18	50	10,678	4,598	〃	〃
363-K-031	京泊(a)	渡	363-Ⅱ-004N	○		10	45	935	235	〃	〃
363-K-032	京泊(b)	渡	363-Ⅱ-005N	○		12	41	5,564	1,564	〃	〃
363-K-033	渡(g)	渡	363-Ⅲ-001N	○		25	42	9,247	3,735	〃	〃
363-K-034	池尻	渡	363-Ⅰ-003N	○	○	16	38	4,350	1,726	〃	〃
363-K-035	樋口	勝浦	363-Ⅰ-004N	○	○	18	34	13,639	4,934	〃	〃

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編 2(災害危険箇所一覧)による)

1-17 土砂災害警戒区域（地すべり）

令和4年4月1日現在

区域番号	区域名称	所在地	危険箇所番号	ブロック名	ランク区分	長さ(m)	幅(m)	警戒区域面積(m ²)	公示	
									年月日	番号
363-J-001	大石	大石	83	A	C	187	91	27,658	H25.7.26	1207
				B	C	177	147	34,416		

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覧)による)

1-18 道路危険箇所

北九州県土整備事務所 宗像支所管内

令和4年4月1日現在

道路種別	路線名	所在地		施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
主地	飯塚福間	福津市	本木	O030A005	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工、吹付工
主地	飯塚福間	福津市	本木	O030A010	防災カルテ	落石崩壊	吹付工
主地	飯塚福間	福津市	本木	O030A020	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
主地	飯塚福間	福津市	本木	O030A040	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
主地	飯塚福間	福津市	本木	O030A050	防災カルテ	落石崩壊	吹付工、落石防護網工
主地	飯塚福間	福津市	上西郷	O030G010	防災カルテ	擁壁	擁壁工、根固工
主地	飯塚福間	福津市	上西郷	O030G020	防災カルテ	擁壁	擁壁工
一県	町川原赤間	福津市	内殿	O503A010	防災カルテ	落石崩壊	枠工
一県	町川原赤間	福津市	内殿	O503F010	防災カルテ	盛土	オーバーレイ
一県	町川原赤間	福津市	内殿	O503F020	防災カルテ	盛土	盛土構造改良
一県	町川原赤間	福津市	内殿	O503F030	防災カルテ	盛土	構造物による法面保護工
一県	勝浦宗像	福津市	奴山	O528A120	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工、落石防護柵工
一県	勝浦宗像	福津市	奴山	O528A130	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
一県	勝浦宗像	福津市	奴山	O528F120	防災カルテ	盛土	盛土構造改良、地表水排除工、排水工
一県	渡津屋崎	福津市	渡	O533F010	防災カルテ	盛土	植生工

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覧)による)

1-19 山腹崩壊危険地区

(民有林)

令和4年4月1日現在

番号	所在地		保全対象			危険度ランク	備考
			人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
1	福津市	八並	20		他	B	
2	福津市	八並	2		他	C	
3	福津市	小竹	137	3	他	B	
4	福津市	手光	26	1	他	A	
5	福津市	手光	15		他	B	
6	福津市	渡	5	1	他	B	
7	福津市	渡	0		県	C	
8	福津市	渡	13		他	B	
9	福津市	渡	17	1	県	B	
10	福津市	渡	13		他	B	
11	福津市	渡	24		県	B	
12	福津市	奴山	1		他	C	
13	福津市	勝浦	0		県	C	

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覧)による)

1-20 崩壊土砂流出危険地区

(民有林)

令和4年4月1日現在

番号	位置		保全対象			危険度ランク	備考
			人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
1	福津市	本木	11		高	A	
2	福津市	本木	0		高	B	
3	福津市	本木	0		高	B	
4	福津市	八並	22		県	B	
5	福津市	八並	31		県	B	
6	福津市	手光	26	1	他	B	
7	福津市	手光	0		他	C	
8	福津市	存自	0		他	C	
9	福津市	須多田	17		他	B	
10	福津市	奴山	0		県	C	
11	福津市	生家	37		他	B	
12	福津市	奴山	47		県	A	
13	福津市	勝浦	34	4	国	A	

(R4.12 福岡県地域防災計画資料編2(災害危険箇所一覧)による)

1-21 危険物施設

令和4年3月31日現在

(単位:箇所)

製造所等の区分	貯蔵所	危険物屋内貯蔵所	3
		危険物屋外貯蔵所	2
		危険物屋内タンク貯蔵所	2
		危険物屋外タンク貯蔵所	2
		危険物地下タンク貯蔵所	19
		危険物簡易タンク貯蔵所	
		危険物移動タンク貯蔵所	2
	取扱所	危険物給油取扱所	13
		危険物一般取扱所	5
		危険物販売取扱所	
合計		48	

令和4年 宗像地区消防年報

2-1 市防災行政無線

屋外拡声子局 設置ポイント

番号	局名	住所	アンサーバック機能
1	勝浦浜公民館	福津市勝浦378-6	—
2	西東公民館	福津市勝浦1006	—
3	勝浦松原公民館	福津市勝浦2017	—
4	勝浦小学校	福津市勝浦2255	有
5	あんずの里	福津市勝浦1706-1	有
6	練原公民館	福津市勝浦3525	—
7	奴山公民館	福津市奴山722-1	—
8	塩浜公民館	福津市勝浦4822	有
9	生家公民館	福津市生家1950	—
10	大石公民館	福津市大石247	—
11	須多田公民館	福津市須多田388-5	—
12	五反田公民館	福津市津屋崎7-29-5	—
13	在自公民館	福津市在自784	—
14	津屋崎小学校	福津市津屋崎8-4-1	有
15	末広公民館	福津市津屋崎5-33-15	—
16	竪川公民館	福津市津屋崎5-4-11	—
17	渡公民館	福津市渡1395-7	—
18	第1分団消防格納庫	福津市津屋崎1-7-1	—
19	地域交流センター	福津市津屋崎3-19-14	—
20	津屋崎中学校	福津市津屋崎1-5-16	有
21	夕陽館入口交差点	福津市津屋崎1-2497-4	—
22	星ヶ丘公民館	福津市星ヶ丘21-5	—
23	宮司ヶ丘公民館	福津市宮司ヶ丘16-20	—
24	宮司公民館	福津市宮司3-15-1	—
25	的岡交差点	福津市宮司5-1750-1付近	—
26	宮司コミュニティセンター	福津市宮司浜2-15-1	有
27	厚生年金交差点	福津市西福間4-4991-3付近	—
28	昭和公民館	福津市西福間1-21-21	—
29	大和第2公園	福津市中央4-3564-20	—
30	福津市役所福間庁舎	福津市中央1-1-1	—
31	JR福間駅	福津市中央3-5055-24	—
32	福間会館	福津市中央5-3-7	—
33	福間小学校	福津市西福間2-4-1	有
34	第7分団消防格納庫	福津市西福間3-48-10	—
35	南町公民館	福津市西福間3-39-1	—
36	向山第2公園	福津市花見が浜3-2258-1	—
37	花見第5公園	福津市花見の里3-2053-4	—
38	福間中学校	福津市花見が丘2-10-1	有
39	花見第2公園	福津市花見の里1-7-17	—
40	寺田公園	福津市福間南4-1275-43	—
41	原町公民館	福津市福間南3-17-1	—
42	有弥の里2区公民館	福津市有弥の里2-4-12	—
43	福間南小学校	福津市日蒔野4-11-2	有
44	両谷公民館	福津市福間南1-23-1	—
45	四角公民館	福津市福間駅東3-1-1	—
46	光陽台地区公民館	福津市光陽台1-15-29	—
47	ふくとびあ	福津市手光南2-1-1	有
48	手光公民館	福津市手光1558-1	—

番号	局名	住所	アンサー バック機能
49	光陽台8号公園	福津市光陽台4-16-11	—
50	光陽台6区公民館	福津市光陽台6-18-22	—
51	高平公民館	福津市東福間2-6-8	—
52	神興小学校	福津市東福間6-4-1	有
53	冠公民館	福津市手光137-1	—
54	わかば公民館	福津市若木台2-7-6	—
55	くるみ公民館	福津市若木台4-10-18	—
56	かいがら公民館	福津市若木台5-4-15	—
57	神興東小学校	福津市津丸950	有
58	桜川公民館	福津市桜川6-8	—
59	福間東中学校	福津市津丸663	有
60	久末公民館	福津市久末218	—
61	八並公民館	福津市八並678	—
62	ミノブチ集出荷場	福津市上西郷59-8	—
63	上西郷公民館	福津市上西郷1040	—
64	井尻集会所	福津市上西郷853-2	—
65	なまずの郷	福津市上西郷779-1	有
66	上西郷小学校	福津市内殿591-4	有
67	内殿公民館	福津市内殿431-1	—
68	畦町大道下公園	福津市畦町450-38	—
69	畦町公民館	福津市畦町482-3	—
70	本木公民館	福津市本木1050	—
71	舍利蔵公民館	福津市舍利蔵163	—
72	竹尾緑地	福津市日蒔野6-33	—
73	日蒔野12号公園	福津市日蒔野3-2	—
74	日蒔野6号公園	福津市日蒔野5-13	—
75	池尻(納骨堂)	福津市渡687	—
76	田ノ浦	福津市渡439-1	—
77	津屋崎ヨットハーバー	福津市渡1893-1	—
78	岡の3区都市計画道路	福津市津屋崎4-21-5	—
79	看護学校北側	福津市宮司2-692-12	—
80	花見が丘1丁目	福津市花見が丘1-2-4	—
81	井尻第6公園	福津市花見が丘3-24-33	—
82	有弥の里西公園	福津市有弥の里1-15-15	—
83	西福間5区公民館	福津市西福間5-21	—

2-2 水防倉庫

令和4年4月現在

水防資器材	水防倉庫名及び所在地					計	
	市役所内 倉庫	津屋崎行政 センター内 水防倉庫	津屋崎行政 センター内 倉庫(106)	3号線下 資材置場	津屋崎新海 水防倉庫		
資材	土のう袋	1,200	300	—	—	—	1,500 枚
	ビニールシート	15	25	—	—	—	40 枚
	丸杭	—	—	—	—	60	60 本
	角杭	—	—	—	—	120	120 本
	矢板	—	—	—	20	—	20 枚
	VP用パイプ	—	—	—	18	—	18 本
	鉄線	2	—	—	—	—	2 巻
	ビニール紐	—	—	—	—	—	0 巻
	ビニールロープ	—	—	—	—	—	0 巻
	標識ロープ	3	—	—	—	—	3 巻
	ワラ縄	4	—	—	—	—	4 束
器材	カケヤ	6	—	—	—	—	6 丁
	スコップ	20	—	—	—	—	20 丁
	エビジョウケ	10	—	—	—	—	10 枚
	ハンマー	3	—	—	—	—	3 本
	両口ハンマー(4k)	3	—	—	—	—	4 本
	両口ハンマー(3.5k)	3	—	—	—	—	3 本
	カマ(中厚)	3	—	—	—	—	3 本
	鍬	—	—	—	—	—	0 本
	三つ又鍬	1	—	—	—	—	1 本
	唐鍬	2	—	—	—	—	2 本
	ペンチ	4	—	—	—	—	4 本
	ノコギリ	4	—	—	—	—	4 本
	MCCクリッパー	—	—	—	—	—	0 本
	ツルハシ	20	—	—	—	—	20 本
	六角バール	4	—	—	—	—	4 本
一輪車	3	7	—	—	—	10 台	

2-3 給水車及び給水タンク保有状況

令和5年3月現在

種 類		数 量	備 考
トラック	1.5t	1	宗像地区事務組合
給水タンク	1t	2	宗像地区事務組合
給水タンク	1.5t	3	宗像地区事務組合

2-4 浄水施設

令和4年10月現在

施設名	住所	処理能力	備考
宗像地区事務組合 多礼浄水場	宗像市多礼 298	29,600m ³ /日	

2-5 広域避難場所

令和4年現在

名称	管理者	所在地	敷地面積 (㎡)	収容可能 人員(人)	電話番号 0940
(大規模公園・広場)					
あんずの里運動公園 (多目的広場)	福津市	勝浦1706-1	7,700	3,850	52-0901
なまずの郷 (多目的グラウンド)	福津市	上西郷779-1	23,700	11,850	42-8800
(学校関係)					
勝浦小学校	福津市	勝浦2255	5,138	2,560	52-0364
上西郷小学校	福津市	内殿591-4	5,419	2,700	42-0258
神興小学校	福津市	東福間6-4-1	8,940	4,470	42-0685
神興東小学校	福津市	津丸950	8,593	4,290	43-0775
津屋崎小学校	福津市	津屋崎8-4-1	12,068	6,030	52-0075
福間小学校	福津市	西福間2-4-1	7,270	3,630	42-0073
福間南小学校	福津市	日蒔野4-11-2	10,330	5,160	43-0778
津屋崎中学校	福津市	津屋崎1-5-16	28,710	14,350	52-0056
福間中学校	福津市	花見が丘2-10-1	13,180	6,590	42-1124
福間東中学校	福津市	津丸663	30,976	15,480	43-0770
県立光陵高等学校	福岡県	光陽台5	32,170	16,080	43-5301
県立水産高等学校	福岡県	津屋崎4-46-14	5,930	2,960	52-0158

注1)延焼火災等からの一時的避難場所

注2)応援部隊や救援物資の拠点、仮設住宅建設候補地

注3)平常時の防災訓練の場所、備蓄基地等

注4)収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷2㎡、第1位切捨

2-6 指定一般避難所等

令和4年12月現在

指定緊急 避難場所	施設名	所在地	床面積 (㎡)	収容可能 人員(人)	電話番号 0940
(学校関係)					
	勝浦小学校	勝浦2255	586	90	52-0364
指定	上西郷小学校	内殿591-4	999	160	42-0258
指定	神興小学校	東福間6-4-1	880	140	42-0685
	神興東小学校	津丸950	1,241	200	43-0775
	津屋崎小学校	津屋崎8-4-1	1,135	180	52-0075
指定	福間小学校	西福間2-4-1	1,167	190	42-0073
指定	福間南小学校	福津市日蔭野4-11-2	1,026	170	43-0778
	津屋崎中学校	津屋崎1-5-16	1,989	330	52-0056
	福間中学校	花見が丘2-10-1	1,578	260	42-1124
指定	福間東中学校	津丸663	1,201	200	43-0770
	県立光陵高等学校	光陽台5	1,202	200	43-5301
	県立水産高等学校	津屋崎4-46-14	1,121	180	52-0158
(公共施設等)					
指定	福津市複合文化センター・文化 会館「カメリアホール」	津屋崎1-7-2	5,148	850	52-3321
	福津市中央公民館	手光2222	4,433	730	43-2100
指定	宮司コミュニティセンター	宮司浜2-15-1	1,309	210	52-5901
	福間体育センター	西福間2-9-1	1,202	200	43-4000
	津屋崎体育センター	津屋崎1-5-1	944	150	52-2684
	福津市立図書館	中央1-1-2	2,150	350	42-8000
指定	健康福祉総合センター「ふくとび あ」	手光南2-1-1	8,160	1,360	34-3353
指定	あんずの里農林業体験実習館	勝浦1667-1	1,326	220	52-5995
	福社会館「潮湯の里夕陽館」※	津屋崎1-37-17	1,801	300	52-3353

注1)避難所は避難者を収容する建物

注2)学校は体育館を対象とする。

注3)収容可能人員(人)=床面積÷6㎡、第1位切捨

※福社会館「潮湯の里夕陽館」は休館中のため、利用制限あり。

2-7 福祉避難所

令和4年12月現在

	施設名	法人名	住所	連絡先
避難所※ 指定福祉	福津市中央公民館		福津市手光2222番地	0940-43-2100
	福津市健康福祉総合センター (ふくとぴあ)		福津市手光南2丁目1番1号	0940-34-3353
医療機関	宗像水光会総合病院	社会医療法人	福津市日蒔野5-7-1	0940-34-3111
	宗像医師会病院	一般社団法人	宗像市田熊5-5-3	0940-37-1188
	蜂須賀病院	医療法人庄正会	宗像市野坂2650	0940-36-3636
高齢者施設	特別養護老人ホーム 筑前顕慈園	社会福祉法人 南十字福祉会	福津市上西郷734番地の3	0940-43-5561
	老人保健施設 ナーシングケア 宗像	社会福祉法人 南十字福祉会	福津市上西郷734番地の3	0940-42-8333
	地域密着型特別養護老人ホーム けんじえん	社会福祉法人 南十字福祉会	福津市上西郷827番地の2	0940-42-5563
	介護老人保健施設 水光苑	社会医療法人 水光会	福津市日蒔野5丁目7番地の2	0940-42-2221
	特別養護老人ホーム 津屋崎園	社会福祉法人 北筑前福祉会	福津市奴山1174番地	0940-52-3545
障害者施設	指定障害者支援施設 昭和学園	社会福祉法人 玄洋会	福津市奴山616番地	0940-52-4686
	多機能型事業所 福間サンテラス	社会福祉法人 サンテラス福祉会	福津市手光2274番地の1	0940-35-8760
	生活介護・日中一時支援事業所 サンドリームつやざき	社会福祉法人 起生会	福津市生家1774番地	0940-52-0977
	共同生活介護・短期入所事業所 シーサイドヒルつやざき	社会福祉法人 起生会	福津市生家1773番地の2	0940-52-5198
	共同生活介護事業所 シーサイドヒルつやざきWEST	社会福祉法人 起生会	福津市生家1773番地の4	0940-52-5198
	就労継続支援B型事業所 アトリエ夢工房	社会福祉法人 起生会	福津市津屋崎3丁目716番地1	0940-52-3777

※福祉的配慮が必要な方の避難の体制整備として、指定福祉避難所を追加指定する予定。

2-8 災害危険区域にある要配慮者利用施設

福津市の災害危険区域にある要配慮者利用施設【76事業所】

令和4年12月現在

No.	分類	施設区分	施設名	所在地	浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内	
					洪水	高潮	津波	急傾斜	土石流
1	医療提供施設	病院	宮城病院	日蒔野5-12-2	○				
2	医療提供施設	病院	宗像水光会総合病院	日蒔野5-7-1	○				
3	医療提供施設	病院	津屋崎中央病院	渡1564		○		○	
4	医療提供施設	一般診療所（入院施設を有するものに限る）	桑原整形外科医院	中央6-10-5	○				
5	介護・高齢者施設	介護医療院	津屋崎中央病院介護医療院	渡1564		○		○	
6	介護・高齢者施設	介護付有料老人ホーム	サンタマリア	津屋崎2-21-20		○			
7	介護・高齢者施設	介護付有料老人ホーム	水と光の園	日蒔野5-8-7	○				
8	介護・高齢者施設	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)【地域密着型】	グループホームWA・TA・RI	渡1480-10		○			
9	介護・高齢者施設	サービス付高齢者向け住宅	あすなる福間	日蒔野1-6-10	○				
10	介護・高齢者施設	サービス付高齢者向け住宅	みずきの郷	日蒔野5-8-3	○				
11	介護・高齢者施設	介護老人保健施設	水光苑	日蒔野5-7-2	○				
12	介護・高齢者施設	住宅型有料老人ホーム	梅一輪	日蒔野4-8-7	○				
13	介護・高齢者施設	住宅型有料老人ホーム	遊里乃杜	渡462-7		○			
14	介護・高齢者施設	住宅型有料老人ホーム	遊里の会	宮司2-13-18	○				

No.	分類	施設区分	施設名	所在地	浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内	
					洪水	高潮	津波	急傾斜	土石流
15	介護・高齢者施設	住宅型有料老人ホーム	福津健康長寿園NEXT	渡1892-62		○	○		
16	介護・高齢者施設	住宅型有料老人ホーム	藤の菴壺番館	日蒔野5-15-12	○				
17	介護・高齢者施設	住宅型有料老人ホーム	健笑	日蒔野5-17-4	○				
18	介護・高齢者施設	住宅型有料老人ホーム	宅老所なの花	西福間3-18-7		○			
19	介護・高齢者施設	住宅型有料老人ホーム	第2宅老所なの花	西福間3-18-11		○			
20	介護・高齢者施設	小規模多機能型居宅介護【地域密着型】	小規模多機能施設 あかり	津屋崎2-7-1		○			
21	介護・高齢者施設	小規模多機能型居宅介護【地域密着型】	小規模多機能型居宅介護施設 花みずき	日蒔野5-8-3	○				
22	教育施設	教育支援センター	教育支援センター「ひだまり」	津屋崎1-11-30		○			
23	教育施設	高等学校	県立水産高等学校	津屋崎4-46-14		○	○		
24	教育施設	小学校	上西郷小学校	内殿591-4				○	
25	教育施設	小学校	福間南小学校	日蒔野4-11-2	○				
26	教育施設	小学校	神興東小学校	津丸950				○	
27	教育施設	小学校	津屋崎小学校	津屋崎8-4-1		○			
28	教育施設	中学校	津屋崎中学校	津屋崎1-5-16		○			
29	教育施設	認定こども園	光明幼稚園	津屋崎7-12-1		○			
30	教育施設	認定こども園	聖愛幼稚園	宮司浜3-14-2		○			

No.	分類	施設区分	施設名	所在地	浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内	
					洪水	高潮	津波	急傾斜	土石流
31	教育施設	幼稚園	光明の郷幼稚園	内殿608-4	○				
32	児童発達支援施設	児童発達支援	子ども支援室 みらい	津屋崎6-1-31		○			
33	児童発達支援施設	児童発達支援	のびのび発達支援センター	手光南2-1-1	○				
34	児童発達支援施設	放課後等デイサービス	子ども支援室 みらい	津屋崎6-1-31		○			
35	児童発達支援施設	放課後等デイサービス	こどもデイサービス うみのいえ	津屋崎1-37-7		○			
36	児童福祉施設	企業主導型保育施設	日蒔野うみがめ保育園	日蒔野5-3-6	○				
37	児童福祉施設	企業主導型保育施設	しらぎく保育園	日蒔野1-5-5	○				
38	児童福祉施設	企業主導型保育施設	ひまきの森	日蒔野5-8-3	○				
39	児童福祉施設	企業主導型保育施設	日蒔野うみがめ保育園(未満児園)	日蒔野5-3-6	○				
40	児童福祉施設	子育て支援センター	子育て支援センター「なかよし」	手光南2-1-1	○				
41	児童福祉施設	児童センター	福津市児童センターFUCSTA(フクスタ)	手光南2-1-1	○				
42	児童福祉施設	小規模保育施設	いくみキッズ保育園	日蒔野5-14-43	○				
43	児童福祉施設	小規模保育施設	たんぼぼのたね保育園	宮司浜2-35-1		○			
44	児童福祉施設	小規模保育施設	光明 河の畔のKinder House	内殿608-1	○				
45	児童福祉施設	小規模保育施設	はじめ保育園	津屋崎3-15-25		○			
46	児童福祉施設	届出保育施設(認可外保育施設)	孝明保育園	津屋崎4-37-1		○			

No.	分類	施設区分	施設名	所在地	浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内	
					洪水	高潮	津波	急傾斜	土石流
47	児童福祉施設	届出保育施設(認可外保育施設)	たんぼぼこども園	宮司浜2-35-1		○			
48	児童福祉施設	認可保育所	津屋崎保育園	津屋崎8-5-24		○			
49	児童福祉施設	認可保育所	いろどり真愛保育園	日蒔野4-11-1	○				
50	児童福祉施設	認可保育所	福津いくみ保育園	日蒔野5-14-8	○				
51	児童福祉施設	認可保育所	日蒔野あおぞら保育園	日蒔野5-5-5	○				
52	児童福祉施設	認可保育所	虹の森保育園	西福間2-19-16		○			
53	児童福祉施設	学童保育所(放課後児童クラブ)	福間南小学校学童保育所(第1)	日蒔野4-11-2	○				
54	児童福祉施設	学童保育所(放課後児童クラブ)	福間南小学校学童保育所(第2・第3)	日蒔野4-11-2	○				
55	児童福祉施設	学童保育所(放課後児童クラブ)	福間南小学校学童保育所(第4・第5)	日蒔野4-11-2	○				
56	児童福祉施設	学童保育所(放課後児童クラブ)	上西郷小学校学童保育所	内殿591-4				○	
57	児童福祉施設	学童保育所(放課後児童クラブ)	津屋崎学童保育所(第1)	津屋崎8-4-8		○			
58	児童福祉施設	学童保育所(放課後児童クラブ)	津屋崎小学校学童保育所(第2)	津屋崎8-4-8		○			
59	児童福祉施設	学童保育所(放課後児童クラブ)	津屋崎小学校学童保育所(第3・第4)	津屋崎8-4-8		○			
60	児童福祉施設	学童保育所(放課後児童クラブ)	福間南しんあい児童クラブ	日蒔野4-11-1	○				
61	障がい者施設	自立訓練(生活訓練)	Be myself 福間	中央6-10-6	○				
62	障がい者施設	生活介護	多機能型事業所 福間サンテラス	手光 2274-1				○	

No.	分類	施設区分	施設名	所在地	浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内	
					洪水	高潮	津波	急傾斜	土石流
63	障がい者施設	生活介護	サンドリームつやざき	生家1774					○
64	障がい者施設	共同生活援助	地域移行型ホームそよ風	花見が浜1-5-1		○			
65	障がい者施設	共同生活援助	シーサイドヒルつやざき	生家1773-2					○
66	障がい者施設	就労継続支援(A型)	みどりの風・福津	渡471		○			
67	障がい者施設	就労継続支援(B型)	Be myself 福間	中央6-10-6	○				
68	障がい者施設	就労継続支援(B型)	就労支援センター「緑の里」	花見が浜1-5-1		○			
69	障がい者施設	就労継続支援(B型)	多機能型事業所福間サンテラス	手光2274-1				○	
70	障がい者施設	就労継続支援(B型)	アトリエ「夢工房」	津屋崎3-716-1		○			
71	障がい者施設	短期入所	短期入所事業所ひなた	手光2274-1				○	
72	障がい者施設	短期入所	シーサイドヒルつやざき	生家1773-2					○
73	障がい者施設	短期入所	水光苑	日蒔野5-7-2	○				
74	児童発達支援施設	児童発達支援	こどもデイサービスYOOU福津	津屋崎4-4-1		○	○		
75	児童発達支援施設	放課後等デイサービス	こどもデイサービスYOOU福津	津屋崎4-4-1		○	○		
76	児童福祉施設	企業主導型保育施設	うみのぼかぼか保育園	西福間3-26-1	○	○			
合計					34	34	4	8	3

2-9 医療機関

令和4年3月現在

施設名	所在地	電話番号 (0940)	救急 指定	備考
産業医科大学病院 (地域災害拠点病院)	北九州市八幡西区 医生ヶ丘 1-1	093-603-1611 FAX 093-692-8892	○	総合病院
宗像医師会病院 (地域医療支援病院)	宗像市田熊 5-5-3	37-1188 FAX 37-0016	○	内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、外科、整形外科、リウマチ科、リハビリ科、小児科、放射線科、腎内科
蜂須賀病院	宗像市野坂 2650	36-3636 FAX 36-3672	○	整形外科、脳神経外科
宗像水光会総合病院 (地域災害拠点病院)	日蔭野 5-7-1	34-3111	○	眼科、形成外科、外科、肛門科、呼吸器科、産婦人科、耳鼻咽喉科、循環器科、消化器科、小児科、心臓血管外科、整形外科、内科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、糖尿病内科
宮城病院	日蔭野 5-12-2	43-7373	—	内科、胃腸科、リハビリテーション科、糖尿病内科、消化器科、呼吸器科
福津中央クリニック	日蔭野 5-17-1	51-7700	—	内科、循環器科、人工透析内科
明日花クリニック	日蔭野 3-1-109	38-5577	—	内科
かわもと整形外科	日蔭野 1-5-1	42-1379	—	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
耳鼻咽喉科 工藤こうじクリニック	日蔭野 5-14-1	34-9077	—	耳鼻咽喉科
とも子どもクリニック	日蔭野 5-13-1	38-5550	—	小児科
ひまきのクリニック内科循環器内科	日蔭野 5-5-11	35-8230	—	内科、胃腸科、糖尿病内科、消化器科、呼吸器科、循環器科、小児科
ひらた眼科	日蔭野 5-14-6	62-5780	—	眼科
ふたばアイクリニック	日蔭野 6-16-1 イオンモール福津 2 階	72-5757	—	眼科
宗像乳腺外科	日蔭野 5-15-5	62-5705	—	乳腺外科
よしき皮膚科・形成外科	日蔭野 5-14-6	39-3912	—	皮膚科、形成外科
中須賀内科循環器科	花見が丘 1-5-15	42-2100	—	内科、循環器科、胃腸科
たなか泌尿器科皮膚科	花見が浜 1-4-3	42-5307	—	泌尿器科
福間病院	花見が浜 1-5-1	42-0145	—	歯科、心療内科、精神科、内科、児童思春期精神科
しば田クリニック	中央 3-9-1	43-5222	—	内科、外科、胃腸科、肛門科、消化器科
たけなかこどもクリニック	中央 6-22-33	42-0043	—	小児科、内科
池田内科クリニック	中央 3-10-1	42-8688	—	内科
福間諏訪クリニック	中央 6-19-1	43-8808	—	循環器科、内科、リハビリテーション科
野田クリニック	中央 3-8-5	34-3322	—	内科、心療内科、精神科
上妻整形外科医院	中央 5-24-7	42-0089	—	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
荒牧整形外科医院	中央 4-21-5	34-3355	—	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
桑原整形外科医院	中央 6-10-5	42-0020	—	整形外科、リハビリテーション科、麻酔科、ペインクリニック整形外科
日野皮フ科医院	中央 1-1-9	43-5521	—	皮膚科
なかしま眼科医院	中央 4-20-10	34-3188	—	眼科
福津内科クリニック	中央 4-20-17	43-8282	—	内科、糖尿病内科、消化器科
福間眼科クリニック	中央 6-21-27	42-3503	—	眼科
耳鼻咽喉科 藤吉クリニック	中央 3-9-1	35-8666	—	耳鼻咽喉科
吉村耳鼻咽喉科医院	中央 5-25-24	35-8686	—	耳鼻咽喉科
おがわせせらぎ診療所	中央 3-1-1-105	39-3646	—	内科、心療内科、精神科
渡辺クリニック	若木台 1-12-2	42-0046	—	胃腸科、小児科、内科
時計台クリニック	若木台 1-1-12	34-3555	—	内科
松野脳神経クリニック	光陽台 1-1-5	43-5055	—	内科、呼吸器内科、脳神経外科、放射線科

施設名	所在地	電話番号 (0940)	救急 指定	備考
ほりクリニック	東福間 1-3-1	43-1177	—	内科
あいだ医院	東福間 3-4-3	42-3101	—	内科、小児科
こじまクリニック	津屋崎 3-16-20	52-0213	—	呼吸器科、内科、リウマチ科
松岡内科	宮司 6-4-1	52-1302	—	内科、循環器科
上田医院	宮司 6-10-1	52-2823	—	小児科、内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病内科
みやじ参道クリニック	宮司 2-1-50	39-3376	—	内科、糖尿病内科、消化器科、呼吸器科、循環器科、小児科、放射線科
まつなが小児科医院	宮司浜 3-22-24	52-4363	—	小児科
中島外科医院	宮司浜 3-26-31	52-1300	—	外科、胃腸科、整形外科、皮膚科、内科、肛門科、消化器科
勝浦クリニック	勝浦 3154-2	52-0830	—	内科、消化器内科、呼吸器内科、感染症内科
津屋崎中央病院	渡 1564	52-0120	—	内科、循環器科、リハビリテーション科
山田胃腸科内科肛門科	手光南 1-6-7	43-5947	—	呼吸器科、循環器科、胃腸科、内科、外科、アレルギー科、肛門科、麻酔科、糖尿病内科、消化器科、皮膚科、
東福間病院	津丸 1164-3	43-1311	—	内科、リハビリテーション科、放射線科、禁煙外来
石田レディースクリニック	有弥の里 2-10-17	35-8080	—	産婦人科
菜の花診療所	有弥の里 2-4-2	38-5220	—	内科
福津訪問クリニック	八並 255-9	62-5300	—	精神科、心療内科、内科

(福津の福祉便利帳(令和4年度版)による)

2-10 歯科医院

令和4年3月現在

施設名	所在地	電話番号 (0940)	備考
ひきた歯科医院	内殿 1016-16	43-5574	歯科
花見ヶ丘歯科	花見が丘 2-15-1	42-6480	歯科
須ノ内歯科医院	花見が浜 1-1-1	42-0621	矯正歯科、歯科、小児歯科
福間病院	花見が浜 1-5-1	42-0145	歯科
水上歯科クリニック	中央 5-1-2	43-7366	歯科
なつやま歯科クリニック	中央 3-1-1-106	42-6177	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
はなだ歯科医院	中央 5-1-17	42-0418	歯科、歯科口腔外科、小児歯科
有吉歯科医院	中央 5-21-15	35-8330	矯正歯科、歯科、小児歯科
よしむら小児歯科医院	中央 6-11-41	43-5565	矯正歯科、歯科、小児歯科
高山歯科医院	中央 6-12-6	42-0504	歯科、小児歯科
古賀歯科医院	中央 6-20-18	42-0270	矯正歯科、歯科、小児歯科
ひとみ歯科クリニック	中央 1-7-18	42-7188	歯科、小児歯科
こばやし歯科口腔外科 矯正歯科クリニック	中央 6-17-6	36-9937	歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
林歯科医院	若木台 1-19-5	43-5885	矯正歯科、歯科、小児歯科
けやき歯科クリニック	福間南 1-1-19	42-5118	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
六人部歯科医院	光陽台 1-1-8	42-5681	歯科
わきもと歯科医院	光陽台 4-1-15	43-1322	歯科、歯科口腔外科、小児歯科
ツイنز歯科クリニック	光陽台 4-1-15	43-6088	歯科、歯科口腔外科、矯正歯科
むとベデンタルオフィス	日蔭野 1-4-10	42-2045	歯科、小児歯科、矯正歯科、 歯科口腔外科
たくみ歯科	日蔭野 6-16-1 イオンモール福津 1階	72-1801	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
あすはな歯科医院	日蔭野 6-12-9	39-3982	歯科、小児歯科、矯正歯科
きらり歯科クリニック	日蔭野 6-14-3	35-8010	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
みやた歯科こども歯科クリニック	日蔭野 5-3-7	38-5511	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
しまだ歯科医院	高平 11-18	42-3542	歯科、小児歯科
あかま歯科医院	津屋崎 2-6-24	52-0155	歯科、歯科口腔外科、小児歯科
かわしま歯科	津屋崎 1-4-1	52-5590	矯正歯科、歯科、歯科口腔外科、 小児歯科
中島歯科医院	津屋崎 3-11-22	52-0165	歯科、小児歯科、矯正歯科
福間歯科医院	津屋崎 6-2-11	52-0765	歯科
吉田歯科医院	宮司 2-1-10	52-4456	歯科
阿部歯科	宮司 5-14-13	52-3355	歯科
岡本歯科医院	福間南 1-1150-3	43-8136	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
ふくつ歯科医院	福間駅東 2-2-20	39-3441	歯科、矯正歯科、小児歯科
はまだ歯科・小児科歯科クリニック	若木台 1-12-5	39-3460	歯科、小児歯科
やましる歯科口腔外科	手光南 1-9-10	34-3080	歯科、歯科口腔外科

(福津の福祉便利帳(令和4年度版)による)

2-1-1 災害時における臨時ヘリポート

令和4年10月現在

所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	面積(m ²)
花見が丘 2-10-1	福間中学校グラウンド	市教育委員会	13,180
津丸 663	福間東中学校グラウンド	市教育委員会	30,976
上西郷 779-1	福津市総合運動公園芝生広場	福津市	7,975
津屋崎 1-5-16	津屋崎中学校グラウンド	市教育委員会	28,710
津屋崎 8-4-1	津屋崎小学校グラウンド	市教育委員会	12,068
勝浦 1706-1	あんずの里運動公園芝生広場	福津市	6,045
東福間 6-4-1	神興小学校グラウンド	市教育委員会	8,940
内殿 591-4	上西郷小学校グラウンド	市教育委員会	5,419
西福間 2-4-1	福間小学校グラウンド	市教育委員会	7,270
津丸 950	神興東小学校グラウンド	市教育委員会	8,593
日蒔野 4-11-2	福間南小学校グラウンド	市教育委員会	10,330
勝浦 2255	勝浦小学校グラウンド	市教育委員会	5,138

2-12 市有車両

令和4年度公用車一覧表(令和4年8月作成)

車両所在地	登	録	番	号	特殊装備	種別
市役所	福岡	200	は	462		中型・乗合
市役所	福岡	200	さ	769		中型・乗合
市役所	福岡	300	の	7758		普通・乗用
市役所	福岡	580	も	7014		軽・乗用
共同調理場(津中)	福岡	100	す	2184		普通・貨物
市役所	福岡	480	て	5176		軽・貨物
市役所	福岡	302	は	877		普通・乗用
市役所	福岡	504	そ	5382		普通・乗用
市役所	福岡	480	た	5450	4WD	軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	5581		軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	5582		軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	5583		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5923		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5924	4WD	軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5925		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5927		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5932		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5933		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5934		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5935		軽・貨物
市役所	福岡	582	く	6626	スピーカー	軽・乗用
市役所	福岡	582	せ	7436	スピーカー	軽・乗用
市役所	福岡	504	そ	7351		普通・乗用
津屋崎行政センター	福岡	480	つ	5660		軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	5483		軽・貨物
市役所	福岡	582	せ	7436		軽・乗用
市役所	福岡	582	く	6624		軽・乗用
ふくとびあ	福岡	480	な	5922		軽・貨物
ふくとびあ	福岡	582	く	6625	スピーカー	軽・乗用
市役所	福岡	480	つ	5480		軽・貨物
市役所	福岡	582	く	6621		軽・乗用
市役所	福岡	582	く	6622		軽・乗用
フクスタ	福岡	582	く	6629		軽・乗用
市役所	福岡	480	せ	3919	4WD	軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	5655		軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	5657		軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	5658		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5926		軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	6288		軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	6289		軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	5482		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5930		軽・貨物
中央公民館	福岡	480	つ	5584		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5921		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5929		軽・貨物
市役所	福岡	480	つ	5654		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5928		軽・貨物
市役所	福岡	480	な	5931		軽・貨物
市役所	福岡	480	う	969		軽・貨物

消防車両

分団名	登録番号	車種
本 部	88す9124	指令車
本 部	800せ6689	指令車
第1分団	800さ9569	CD-I
第1分団	88せ2014	CD-I
第2分団	800さ3996	CD-I
第2分団	88に498	指令車
第2分団	80あ1532	B-2積載軽車
第3分団	800せ4570	CD-I
第4分団	800さ9570	CD-I
第5分団	800そ2293	CD-I
第5分団	800す5509	B-2積載車
第6分団	800そ511	CD-I
第6分団	800す8581	B-2積載車
第7分団	800す9977	B-2積載車
第7分団	800さ1592	CD-I
第8分団	800す6877	CD-I
第8分団	880あ1848	B-2軽積載車
第9分団	800せ2898	CD-I
第9分団	800す9976	B-2積載車
第10分団	800そ1324	CD-I
第10分団	800す9121	B-2積載車
第11分団	800す3668	CD-I
第11分団	800す9978	B-2積載車

2-13 近隣火葬場

令和4年12月現在

設置者	構成市町村	施設名	所在地	竣工年月	処理能力 (体/日)	火葬炉数
北筑昇華苑組合	志免町・宇美町・須 恵町・粕屋町・篠栗 町・久山町・古賀 市・新宮町・福津 市・福岡市	北筑昇華苑 組合立北筑 昇華苑	古賀市青柳 145番地1	S54.1	30	16

2-14 ゴミ焼却施設

令和4年12月現在

設置者	構成市町村	施設名	所在地	竣工年月	能力 (t/日)
玄界環境組合	古賀市・宗像市・ 福津市・新宮町	古賀清掃工場	古賀市筵内 1970 番地 1	H15.3	130×2 炉
		宗像清掃工場	宗像市地浦 600 番地 1	H15.6	80×2 炉

2-15 し尿処理施設

令和4年12月現在

設置者	構成市町村	施設名	所在地	竣工年月	能力 (t/日)
宗像地区 事務組合	宗像市・福津市	宗像浄化センター	宗像市曲 1377	S54.11	130

2-16 下水処理施設

令和4年12月現在

設置者	構成市町村	施設名	所在地	竣工年月	能力 (t/日)
福津市	福津市	福間浄化センター	福津市上西郷 1221	H20.3	17,700
福津市	福津市	津屋崎浄化センター	福津市津屋崎 2477-3	H14.3	5,400

3-1 災害時の連絡先

令和4年12月現在

※災害時優先電話は回線の集中を避けるため常時は不使用のこと。

名称	電話 ※:災害時優先電話	防災・ 行政電話	防災 FAX	住所
市 行 政 機 関				
福津市役所防災安全課	0940-43-8107 FAX 0940-43-3168	78-362-70	78-362-75	福津市中央 1-1-1
津屋崎行政センター	0940-52-1234 FAX 0940-52-4469			福津市津屋崎 1-7-2
消 防 機 関				
宗像地区消防本部 宗像消防署(本署)	0940-36-2425 FAX 0940-37-0011	78-652-70	78-652-75	宗像市田熊 5-1-3
福津消防署	0940-43-0521 FAX 0940-43-7034			福津市西福間 1-1-27
福津消防署 津屋崎・玄海出張所	0940-62-3815 FAX 0940-62-1206			宗像市牟田尻 1860-41
宗像地区消防本部 災害情報テレホンサービス	0180-99-9090			福岡市中央区舞鶴 3-9-7
福 岡 県				
総務部防災危機管理局	092-641-4734※			福岡市博多区東公園 7-7
総務部防災危機管理局 消防防災指導課	092-643-3111 FAX 092-643-3117			〃
消防係	092-643-3111	78-700-7025		〃
防災指導係	092-643-3113	78-700-7023		〃
統制室	092-643-3116	78-700-7021	78-700-7394	〃
総務部防災危機管理局 防災企画課	092-643-3112 FAX 092-643-3117			〃
防災企画係	092-643-3112	78-700-7021		〃
防災情報係	092-643-3114	78-700-7024		〃
原子力安全対策係	092-643-3115	78-700-2487		〃
国民保護係	092-643-3123	78-700-2489		〃
宿直室		78-700-7027		〃
通信機械室		78-700-7028		〃
災害対策本部室	092-643-3986 ~3989 FAX 092-643-3990	78-700-7500 ~7504	78-700-7390 ~7393	〃
衛星回線無線室		78-700-7330 ~7339		〃
総務部行政経営企画課	092-643-3027	78-700-7012		〃
総務部県民情報広報課	092-643-3101 092-622-1907※	78-700-7016		〃
企画・地域振興部 総合政策課	092-643-3156 092-641-6657※	78-700-7032		〃
企画・地域振興部 市町村振興局政策支援課	092-643-3176 092-622-6393※			〃
人づくり・県民生活部 社会活動推進課	092-643-3379	78-700-7092		〃

名 称	電話 ※:災害時優先電話	防災・ 行政電話	防災 FAX	住 所
保健医療介護部 保健医療介護総務課	092-643-3237 092-622-6394※	78-700-7042		〃
福祉労働部福祉総務課	092-643-3244	78-700-7082		〃
環境部環境政策課	092-643-3354	78-700-7052		〃
商工部商工政策課	092-643-3413 092-622-1404※	78-700-7062		〃
農林水産部農林水産政策課	092-643-3468 092-641-4665※	78-700-7072		〃
県土整備部県土整備総務課	092-643-3636	78-700-7102		〃
県土整備部河川管理課	092-643-3667 092-622-5108※	78-700-7103	78-700-7396	〃
建築都市部建築都市総務課	092-643-3704 092-622-0618※	78-700-7112		〃
会計管理局会計課	092-643-3772 092-641-3934※	78-700-7122		〃
教育委員会施設課	092-643-3900			〃
福岡農林事務所	092-735-6121 FAX092-712-3485	78-801-701	78-801-760	福岡市中央区赤坂 1-8-8 福岡西総合庁舎内 5・6F
北九州県土整備事務所 宗像支所	0940-36-2005 FAX0940-36-6433	78-824-711	78-824-761	宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎 2・3F
宗像・遠賀保健福祉環 境事務所	0940-36-2045 FAX0940-36-2592	78-824-751		宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎 1・2F
警 察				
福岡県警察本部警務課	092-641-4141 FAX092-643-4141	78-700-7202		福岡市博多区東公園 7-7
宗像警察署	0940-36-0110			宗像市東郷 1-2-2
福岡交番	0940-42-0624			福津市中央 3-9-37
東福岡駅前交番	0940-42-0110			福津市東福岡 4-18-1
津屋崎交番	0940-52-0110			福津市津屋崎 3-11-1
指定地方行政機関				
国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所 八幡維持出張所	093-631-3338			北九州市八幡西区穴生 4-12-1
気象庁福岡管区気象台 予報課	092-725-3604 FAX092-771-2886	78-981-70	78-981-75	福岡市中央区大濠 1-2-36
農林水産省九州農政局 福岡県拠点	092-281-8261			福岡市博多区住吉 3-17-21
林野庁九州森林管理局 福岡森林管理署	092-843-2100			福岡市早良区百道 1-16-29
自 衛 隊				
陸上自衛隊第四師団 司令部	092-591-1020 (内線 5233)	78-983-70		春日市大和町 5-12
指定公共機関				
九州旅客鉄道(株) 広報室	092-474-2541			福岡市博多区博多駅前 3-25-21
西日本電信電話(株) 福岡支店設備部災害対策室	092-474-6160			福岡市博多区博多駅東 3-2-28

名 称	電話 ※:災害時優先電話	防災・ 行政電話	防災 FAX	住 所
(株)NTTドコモ 九州総支社	092-717-5511			福岡市中央区渡辺通 2-6-1 西鉄薬院駅ビル
日本銀行福岡支店文書課	092-725-5511			福岡市中央区天神 4-2-1
日本赤十字社福岡県支部 事業課	092-523-1171	78-980-0		福岡市南区大楠 3-1-1
日本放送協会福岡放送局 放送部	092-724-2800	78-982		福岡市中央区六本松 1-1- 10
日本通運(株)福岡支店(総 務課)	092-291-7112			福岡市博多区下呉服町 1-1
九州電力(株)福岡営業所	0120-639-456			福津市中央 6-14-1
九州電力送配電(株)福岡 配電事業所	0120-426-305 0800-777-9407			福津市中央 6-14-1
福岡郵便局	0940-42-0042			福津市中央 6-18-7
福岡内殿郵便局	0940-42-1681			福津市内殿 1016-13
福岡団地内郵便局	0940-42-1682			福津市東福岡 3-4-1
福岡光陽台郵便局	0940-43-7617			福津市手光 1750-11
宮司郵便局	0940-52-2242			福津市宮司 5-2-5
勝浦簡易郵便局	0940-52-3859			福津市勝浦 3155-1
津屋崎郵便局	0940-52-0042			福津市津屋崎 3-1-3
イオンモール福津郵便 局	0940-43-8261			福津市日蔭野 6-16-1
指定地方公共機関				
西部ガス(株)総務広報 部庶務グループ	092-633-2239			福岡市博多区千代 1-17-1
(株)西日本新聞社 総務部	092-711-5171			福岡市中央区天神 1-4-1
(株)朝日新聞西部本社 北九州総局	093-563-1131			北九州市小倉北区室町 1-1- 1
(株)毎日新聞西部本社	093-541-3131			北九州市小倉北区紺屋町 13-1
(株)読売新聞西部本社	092-715-4311			福岡市中央区赤坂 1-16-5
(株)時事通信社 福岡支社	092-741-2536			福岡市中央区天神 2-13-7 (福岡平和ビル 7F)
社団法人共同通信社 福岡支社	092-781-4241			福岡市中央区天神 1-4-1 (西日本新聞会館 14F)
(株)熊本日日新聞社福 岡支社	092-402-0159			福岡市博多区博多駅前 2-19- 22(九州フィナンシャルグルー プ福岡ビル 5F)
(株)日刊工業新聞社西 部支社	092-271-5711			福岡市博多区古門戸町 1-1
RKB毎日放送(株)	092-852-6666			福岡市早良区百道浜 2-3-8
(株)テレビ西日本	092-852-5555			福岡市早良区百道浜 2-3-2
九州朝日放送(株)	092-721-1234			福岡市中央区長浜 1-1-1
(株)福岡放送	092-532-1420			福岡市中央区清川 2-22-8
(株)エフエム福岡	092-533-0807			福岡市中央区清川 1-9-19
(株)TVQ 九州放送	092-262-0019			福岡市博多区住吉 2-3-1

名 称	電話 ※:災害時優先電話	防災・ 行政電話	防災 FAX	住 所
(株)CROSS FM	093-551-0770			北九州市小倉北区京町 3-1-1
ラブエフエム国際放送(株)	092-734-5462			福岡市中央区今泉 1-12-33 西鉄今泉ビル 5F
福岡県医師会	092-431-4564			福岡市博多区博多駅南 2-9-30 福岡県メディカルセンタービル 4F
福岡県歯科医師会	092-771-3531			福岡市中央区大名 1-12-43
福岡県トラック協会	092-451-7878			福岡市博多区博多駅東 1-18-8
福岡県 LP ガス協会	092-476-3838			福岡市博多区山王 1-10-15
近 隣 市 町 村				
宗像市役所 危機管理課	0940-36-5050	78-220-70	78-220-75	宗像市東郷 1-1-1
古賀市役所総務課	092-942-1111	78-223-70	78-223-75	古賀市駅東 1-1-1
宮若市役所総務課	0949-32-0511	78-403-70	78-403-75	宮若市宮田 29-1
広域連合・一部事務組合				
玄界環境組合総務課	092-940-1310			古賀市筵内 1970-1
玄界環境組合宗像清掃工場	0940-62-0505			宗像市池浦 600-1
宗像地区事務組合	0940-62-0031			宗像市多禮 298
宗像終末処理場	0940-36-4136			宗像市田熊 1373
公共的団体・防災上重要な機関				
福岡県広域森林組合 福岡北支店宗像支所	0940-37-5035			宗像市東郷 2-1-43-1F
福津市商工会本所	0940-42-0315			福津市中央 2-10-6
福津市商工会 津屋崎支所	0940-52-0819			福津市津屋崎 3-16-7
宗像農業協同組合 福間支店	0940-43-2151			福津市中央 2-21-10
宗像農業協同組合 津屋崎支店	0940-52-0010			福津市津屋崎 6-4-7
宗像漁業協同組合 鐘崎本所	0940-62-1500			宗像市鐘崎 778-5
宗像漁業協同組合 津屋崎支所	0940-52-0053			福津市津屋崎 4-47-8
福津市社会福祉協議会	0940-34-3341			福津市手光南 2-1-1
産業医科大学病院 (地域災害医療センター)	093-603-1611 FAX 093-691-8892			北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1
宗像地区急患センター	0940-36-1199			宗像市田熊 5-5-5
宗像医師会	0940-36-2453 FAX 0940-34-2081			宗像市田熊 5-5-5
宗像歯科医師会	0940-36-7160 FAX 0940-36-6872			宗像市村山田 175-1
宗像薬剤師会	0940-36-7770 FAX 0940-36-7772			宗像市田熊 5-5-1

名 称	電話 ※:災害時優先電話	防災・ 行政電話	防災 FAX	住 所
福岡県病院薬剤師会	092-642-5921 FAX092-642-5937			福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学病院薬剤部内
福岡県介護保険広域 連合(総務係)	092-643-7055 FAX092-641-2432			福岡市博多区千代 4-1-27 福岡自治会館 3F

3-2 地区区分表

令和4年12月現在

地区名 (小学校区)	郷づくり 地域	行政区	地区名 (小学校区)	郷づくり 地域	行政区				
福間	福間	花見1区	神興東	神興東	通り堂区				
		花見2区			津丸区				
		花見3区			久末区				
		花見4区			八並区				
		南町区			若木台1区				
		緑町区			若木台2区				
		本町区			若木台3区				
		福間松原区			若木台4区				
		昭和1区			若木台5区				
		西福間1区			若木台6区				
		西福間5区			桜川区				
		古町区			三角区				
		大和1区			あけぼの区				
		大和2区							
福間南	福間南	四角区	勝浦	勝浦	奴山区				
		両谷区			桂区				
		原町1区			西東区				
		原町2区			勝浦浜区				
		原町3区			勝浦松原区				
		有弥の里1区	津屋崎	津屋崎	塩浜区				
		有弥の里2区			在自区				
		光陽台1区			須多田区				
		光陽台2区			大石区				
		光陽台3区			生家区				
		光陽台南区			梅津区				
		日蒔野1区			末広区				
		日蒔野2区			渡区				
		日蒔野3区			東町1区				
日蒔野4区	東町2区								
日蒔野5区	天神町区								
日蒔野6区	新成区								
上西郷	上西郷	畦町区			津屋崎	津屋崎	岡の2区		
		本木区					岡の3区		
		舍利蔵区	新町区						
		内殿区	北の1区						
		上西郷区	北の2区						
			五反田区						
神興	神興	手光区	津屋崎	津屋崎			新東区		
		冠区					堅川区		
		小竹区					宮司	宮司	善福区
		東福間1区							的岡区
		東福間2区							宮司1区
		東福間3区							宮司2区
		東福間4区							宮司3区
		東福間5区							宮司西区
		東福間6区			宮司ヶ丘区				
		東福間7区			星ヶ丘区				
		東福間8区							
		東福間9区							
		東福間10区							
		東福間11区							
		東福間12区							
		高平区							
		光陽台4区							
		光陽台5区							
		光陽台6区							

■ 例規、基準、応援協定等

4-1 福津市防災会議条例

平成 17 年 1 月 24 日

条例第 96 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、福津市防災会議(以下「防災会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福津市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 福岡県知事の部内の職員
- (3) 宗像警察署及び宗像地区消防本部の職員
- (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (5) 市職員
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員及び公共的施設の管理者
- (9) その他市長が特に必要と認めた者

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命をされたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長)

第 5 条 防災会議に会長を置き、市長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 防災会議は、会長が招集する。

(専門委員)

第 7 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 8 条 防災会議の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月24日から施行する。

附 則(平成25年4月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年10月1日条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4-2 福津市防災会議委員名簿

令和4年5月1日現在

区分	NO.	機関等名	役職
会長	1	福津市	市長
第1号委員	2	国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所 八幡維持出張所長	所長
第2号委員	3	福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課	課長
第3号委員	4	宗像警察署	署長
	5	宗像地区消防本部	消防長
第4号委員	6	宗像地区事務組合	事務局次長兼総務課長
	7	(社)宗像医師会	理事
	8	福津市社会福祉協議会	常任理事兼事務局長
	9	福津市地域婦人会	会長
	10	社会福祉法人サンテラス福祉会	常務理事
	11	福津市シニアクラブ連合会	会長
第5号委員	12	福津市	総務部長
	13	福津市	理事兼まちづくり推進室長
	14	福津市	市民部長
	15	福津市	健康福祉部長
	16	福津市	地域振興部長
	17	福津市	都市整備部長
	18	福津市	教育部長
	19	福津市	教育部理事
第6号委員	20	福津市教育委員会	教育長
第7号委員	21	福津市消防団	団長
第8号委員	22	西日本電信電話(株)九州支店	設備部災害対策室長
	23	九州電力送配電(株)福岡配電事業所	配電整備グループ長
	24	西部ガス(株)供給本部福岡供給部	執行役員供給本部 福岡供給部長

4-3 福津市災害対策本部条例

平成17年1月24日

条例第97号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、福津市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月24日から施行する。

附 則(平成25年4月1日条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

4-4 福津市消防団の組織等に関する規則

平成17年1月24日

規則第131号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 福津市消防団の設置等に関する条例(平成17年福津市条例第138号)に基づき設置した本市消防団の組織は、本部のほか20個分団及び女性班で構成する。ただし、女性班は本部付けとする。

2 前項の本部及び分団並びに女性班の組織及び事務分掌については、別に定める。

(本部の位置)

第3条 消防団の本部は、福津市役所内に置く。

(分団の名称及び区域)

第4条 分団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
第1分団	末広区、渡区、東町1区・2区、天神町区、新成区、岡の2区・3区、新町区、北の1区・2区、新東区、堅川区の区域
第2分団	在自区、善福区、的岡区、宮司1区・2区・3区、宮司西区、宮司ヶ丘地区、五反田区、星ヶ丘区の区域
第3分団	須多田区、大石区、生家区、塩浜区、梅津区の区域
第4分団	奴山区、桂区、西東区、勝浦浜区、勝浦松原区の区域
第5分団	四角区、両谷区、光陽台1区・2区・3区・南区、日蔭野1区～6区の区域
第6分団	緑町区、南町区、本町区、昭和町1区、西福間1区、大和1区・2区、古町区、福間松原区、日蔭野1～6区の区域
第7分団	原町1区・2区・3区、有弥の里1区・2区、花見1区・2区・3区・4区、日蔭野1～6区の区域
第8分団	小竹区、冠区、東福間1～11区、高平区、手光区、通り堂区、光陽台4区・5区・6区の区域
第9分団	津丸区、久末区、若木台1～6区、桜川区、あけぼの区、八並区の区域
第10分団	上西郷区、内殿区、舍利蔵区、日蔭野1～6区の区域
第11分団	畦町区、本木区の区域
第12分団	福間沿岸
第13分団	津屋崎沿岸

(注)日蔭野1～6区は、複数の分団が区域とする。

(消防団員の階級)

第5条 消防団員の階級は、消防団長、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員とする。

(団員の職務)

第6条 消防団員の職務内容は、次の表のとおりとする。

階 級	職 務 内 容
消防団長	消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。
副団長	消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。

階 級	職 務 内 容
分団長	消防団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
班長	上司の命を受け、当該班の事務を掌る。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

2 消防団長、副団長ともに事故があるときは、あらかじめ消防団長が指名する分団長が、消防団長の職務を代理する。

(訓練礼式)

第7条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和 40 年消防庁告示第 1 号)によるものとする。

(服制)

第8条 消防団員の服制については、消防団員服制基準(昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号)によるものとする。

(消防操法及び消防用器具操法)

第9条 消防操法及び消防用器具操法については、消防操法の基準(昭和 47 年消防庁告示第 2 号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 24 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 18 日規則第 38 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 19 日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行し平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日規則第 31 号)

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

4-5 福津市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例

平成17年1月24日

条例第139号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条及び第22条から第25条までの規定に基づき、非常勤の消防団員(以下「消防団員」という。)の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等について定めるものとする。

(定員)

第2条 消防団員の定数は、次のとおりとする。

職名	員数	
役付消防団員	消防団長	1人
	副団長	3人
	分団長	13人
	副分団長	22人
	班長	63人
一般団員	260人	
計	362人	

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号)第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。

3 同令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち次の各号の一に該当するものの合計数を控除した数とする。

- (1) 任用期間が5年未満である団員に係るもの
- (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの

(任用)

第3条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 本市内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で身体強健な者

2 前条に規定する役付消防団員(消防団長を除く。)の任命については、消防団長が、消防団員のうちから選考し、市長の承認を得てから任命する。

3 消防団長、副団長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上本市内の居住地又は勤務する場所を離れて生活する者

(分限)

第5条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 第2条に規定する定数の改廃又は予算の減少により、過員を生じた場合

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 本市の区域外に居住地を移転し、又は勤務場所を移した場合

(懲戒)

第6条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(手続)

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第8条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合にあっても、災害(水火災又は地震等の災害を言う。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ消防団長が定めた出動計画に従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては市長に、その他の消防団員にあつては消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能力を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 消防団員は、次の表に掲げる区分により、それぞれ当該欄に掲げる年額報酬を支給する。

職 名		報酬の額
役付消防団員	消防団長	年額 200,000 円
	副団長	年額 150,000 円
	分団長	年額 110,000 円
	副分団長	年額 66,000 円
	班長	年額 53,000 円
一般団員		年額 37,000 円

3 前項の報酬は、毎会計年度につき支給するものとし、会計年度の途中において当該職員となり又は当該職員でなくなった場合の報酬の額は月割によって計算する。

4 消防団員が次の表に掲げる職務に従事するときは、それぞれ当該欄に掲げる出勤報酬を支給する。

職務の種類	報酬の額
災害時の出動	出動時間が4時間以上の場合 日額 8,000円
	出動時間が4時間未満の場合 日額 4,000円
その他の出動	日額 3,500円

(費用弁償)

第13条 消防団員が公務遂行のため出動したときは、費用弁償として、出動した日数に応じて日額2,000円を支給する。

2 消防団員が公務遂行のため旅行したときは、次の表に掲げる区分により、それぞれ当該欄に掲げる金額を支給する。

職名	金額
消防団長 副団長	福津市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成17年福津市条例第36号)第5条の規定による旅費相当額
その他の消防団員	福津市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年福津市条例第41号)の規定による旅費相当額

3 報酬及び費用弁償の支給の方法については、福津市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年福津市条例第34号)第5条の規定を準用する。

(公務災害補償)

第14条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となった場合においては、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(退職報償金)

第15条 消防団員(勤務年数が5年未満である者及び第2条第3項第2号の団員に該当する者を除く。)が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の家族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の福間町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和40年福間町条例第20号)又は消防団条例(昭和30年津屋崎町条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月23日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月24日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に団員である者は、第2条第3項各号に規定する団員に該当しないものとみなす。

3 この条例の施行の日から平成20年9月30日までの間におけるこの条例による改正後の第15条第1項の規定の適用については、同項中「勤務年数が5年未満である者及び第2条第3項第2号の団員に該当する

者」とあるのは、「勤務年数が5年未満である者」とする。

附 則(平成25年4月1日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月10日条例第21号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月10日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和4年3月28日条例第7号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月8日条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4-6 福津市火入れに関する条例

平成 17 年 1 月 24 日

条例第 118 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、福津市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の 10 日前までに、火入許可申請書(様式第 1 号)1 通に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
 - (2) 火入地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
 - (3) 申請者が請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し
- 2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証(様式第 2 号)を交付するものとする。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第 6 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 3 日以内とする。

(許可の対象面積)

第 7 条 一団地における 1 回の火入れの許可の対象面積は、2 ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を 2 ヘクタール以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の 1 区画の火入れを行う場合にあっては市長は、これを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第 8 条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第 9 条 火入者は、火入れが終了したとき又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第 10 条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第 12 条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第 11 条 火入責任者は、火入地の周囲に幅 5 メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については、8メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第 12 条 火入者は、火入れに当たっては、1 回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.5 ヘクタールまでは 10 人以上

(2) 0.5 ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積 0.5 ヘクタールにつき 10 人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、スコップ、鎌、バケツ等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第 13 条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第 15 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておくなければならない。

(消防長への通知等)

第 16 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。

2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実施調査をさせることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 24 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の福間町火入れに関する条例(昭和 59 年福間町条例第 3 号)又は津屋崎町火入れに関する規則(昭和 59 年津屋崎町規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例相当規定によりなされたものとみなす。

以下、様式省略

4-7 福津市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年1月24日

条例第75号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
- 第5章 雑則(第16条)
- 附則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害: 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民: 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあつた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及

び程度に応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

被害の種類及び程度	限度額
1 世帯主に1箇月以上の負傷がある場合	
(1) 家財等の損害がない場合	1,500,000 円
(2) 家財の3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合	2,500,000 円
(3) 住居が半壊した場合	2,700,000 円
(4) 住居が全壊した場合	3,500,000 円
2 世帯主に1箇月以上の負傷がない場合	
(1) 家財の3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,500,000 円
(2) 住居が半壊した場合	1,700,000 円
(3) 住居が全壊した場合	2,500,000 円
3 住居の全体が滅失又は流失した場合	3,500,000 円
4 1の(3)又は2の(2)若しくは(3)において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
(1) 1の(3)の場合	3,500,000 円
(2) 2の(2)の場合	2,500,000 円
(3) 2の(3)の場合	3,500,000 円

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、年3パーセント以内で規則に定める率とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の福間町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年福間町条例第16号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年津屋崎町条例第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成23年10月6日条例第17号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年6月29日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福津市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付において適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月19日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-8 福津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 1 月 24 日
規則第 68 号

目次

- 第1章 総則(第 1 条)
 - 第2章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
 - 第3章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
 - 第4章 災害援護資金の貸付け(第 6 条—第 17 条)
 - 第5章 雑則(第 18 条)
- 附則

第1章 総 則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、福津市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年福津市条例第 75 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給 (支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給 (支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 県内の他市町村での負傷を理由とする借入申込者にあつては、負傷地の官公署の発行する被災証明書
- (3) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月の 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付利率)

第 7 条の 2 条例第 14 条第 2 項の規則で定める率は、年 1 パーセントとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第 3 号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第 4 号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第 5 号)(以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、保証人を立てる場合にあつては、借用書を保証人が連署するものとし、併せて保証人の印鑑証明書を添付するものとする。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載し

た支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 雑 則

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 1 月 24 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の福岡町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 50 年福岡町規則第 5 号)又は災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 49 年津屋崎町規則第 4 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年 6 月 24 日規則第 17 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日より施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

以下、様式(第1号～第16号)省略

5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区気象台から発表される注意報、警報のうち、風水害等活動の利用に適合するものとして、本市に関するものは次のとおりである。

令和4年5月26日現在
福岡管区気象台 福岡地方

福津市	府県予報区		福岡県		
	一次細分区分		福岡地方		
	市町村等をまとめた地域				
特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	暴風 高潮 波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により		暴風が吹くと予想される場合	
				高波になると予想される場合	
				高潮になると予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	29	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136	
	洪水	流域雨量指数基準		黒石川流域=8, 西郷川流域=11.5, 本木川流域=5.8, 手光今川流域=8.3	
		複合基準		—	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	暴風	平均風速		陸上	20m/s
				玄界灘	20m/s
				沖ノ島周辺	20m/s
	暴風雪	平均風速		陸上	20m/s 雪を伴う
				玄界灘	20m/s 雪を伴う
				沖ノ島周辺	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		平地	12 時間降雪の深さ 10 cm
				山地	12 時間降雪の深さ 20 cm
	波浪	有義波高		玄界灘	6.0m
沖ノ島周辺				6.0m	
高潮	潮位		1.9m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		17	
		土壌雨量指数基準		99	
	洪水	流域雨量指数基準		黒石川流域=6.4, 西郷川流域=9.2, 本木川流域=4.6, 手光今川流域=6.6	
		複合基準		西郷川流域=(8, 9.2)	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	強風	平均風速		陸上	12m/s
				玄界灘	12m/s
				沖ノ島周辺	12m/s
	風雪	平均風速		陸上	12m/s 雪を伴う
				玄界灘	12m/s 雪を伴う
				沖ノ島周辺	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		平地	12 時間降雪の深さ 3 cm
				山地	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高		玄界灘	2.5m
沖ノ島周辺				2.5m	
高潮	潮位		1.6m		
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪					
濃霧	視程		陸上	100m	
			玄界灘	500m	
			沖ノ島周辺	500m	

注意報	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%	
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上	
	低温	夏期: 平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上 続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
	霧	11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜 最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度 90%以上	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110mm	

※ 地震及び津波に関する情報については、「第4章第2節第2 地震情報の収集伝達」を参照のこと。

5-2 気象庁震度階級解説関連表

平成 21 年 3 月 31 日改定

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。	地盤に亀裂や液状化が生じたり、斜面では落石やがけ崩れが発生することがある。
5.0	5強	大半の人が、物につかまらないうちなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが倒れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地震管制装置付きのエレベーターは安全のため自動停止する。運動再開には安全確認などのため、時間がかかることがある。	
5.5								

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きく入る場合もある。瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	震度6弱程度以上の揺れがあった場合、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れ、がけ崩れや地すべりが発生することがある。
	6強	立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増え、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがあり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	震度6強程度以上の揺れがあった場合、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じたり、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
6.5	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなり、1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

5-3 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月 消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第 69号、平成20年9月第166号、平成24年5月31日消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号

第1 総則

1. 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2. 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付け消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3. 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告するものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告するものとする。

(4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第一報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4. 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報……第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報……第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報……第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高い火災・災害等(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5. 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村は、その状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1. 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア. 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- 4) 特定違反對象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- 7) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災
- 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- 4) トンネル内車両火災
- 5) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ. 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5)海上、河川への危険物等流出事故

6)高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ. 原子力災害等

1)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3)原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ. その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3)社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2. 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

1)死者5人以上の救急事故

2)死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

3)要救助者が5人以上の救助事故

4)覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

5)消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

6)消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

7)自衛隊に災害派遣を要請したもの

8)上記1)から7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・ バスの転落による救急・救助事故

・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3. 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

2)国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4. 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1)一般基準

1)災害救助法の適用基準に合致するもの

2)都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

3)災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合

に同一災害で大きな被害を生じているもの

- 4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- 1) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- 1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1. 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2. 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3. 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4. 災害即報

- ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1. 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

3) 林野火災

ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

- イ) 林野の植生
- ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2. 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故即報>

3. 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの)
 - 不審物(爆発物)の有無
 - 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4. 第4号様式

1) 第4号様式—その1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

(3) 応急対策の状況

ア 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

イ 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

ウ 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

エ その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

2) 第4号様式—その2(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(5) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

5 - 4 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省(庁)の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部(総括班)において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者(この場合「災害報告主任」という。)及び副主任を定めておくものとする。(報告すべき災害)

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事(又は災害対策本部長)に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報(様式第1号)を防災行政無線又は電話(ファクシミリを含む。)をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、

以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事(又は災害対策本部長)に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事(対策本部長)又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

(報告の順序)

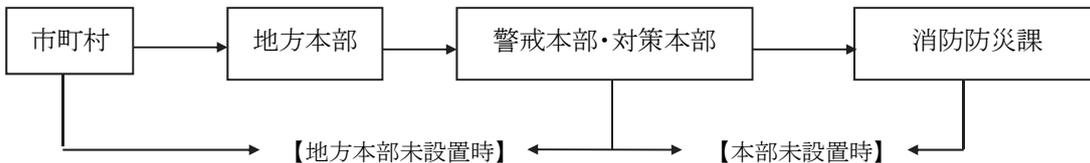
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

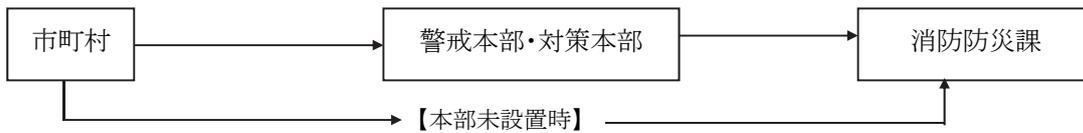
1 市町村長の報告

(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式第1号・様式第2号の1)



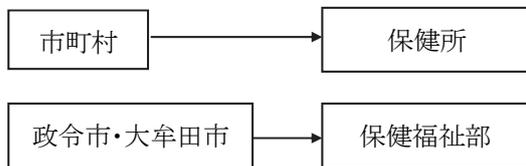
- (2) 被害状況確定報告
(様式第2号の1)



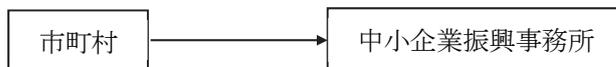
- (3) 社会福祉施設関係被害即報
(様式第2号の2)



- (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の3、様式第3号の1)



- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の4、様式第3号の2)



- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の5、様式第3号の3～15)



- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の6、7、8、9、10)



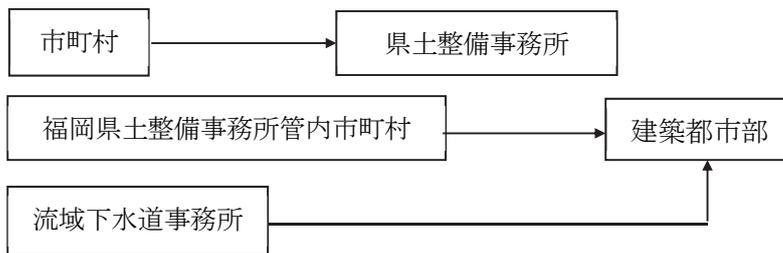
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12)



- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
 (様式第2号14、15、様式第3号の17)

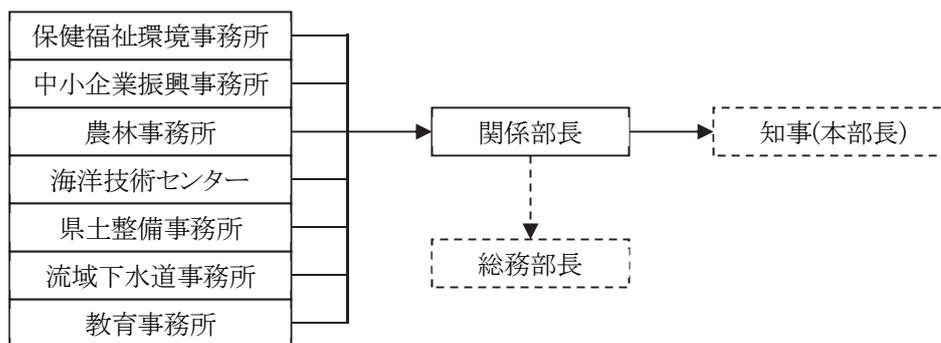


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告
 (様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事(又は災害対策本部長)に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長(消防防災安全課)に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

5-5 被害の判定基準

(その1)

被害区分		備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構造物の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分			備考
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときには、当該部分は住家とする。	非 住 家 被 害 は 全 壊 又 は 半 壊 の も の の み を 記 入 す る も の と す る
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
そ の 他	田 の 流 出 埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑 の 流 出 埋 没 及 び 畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	

(その2)

被害区分		備考	
その他	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住居の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
り災者	り災者世帯の構成員とする。		

(その3)

(福岡県地域防災計画より抜すい:福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

5-6 福岡県災害救助法施行細則

昭和 40 年 8 月 31 日
福岡県規則第 44 号

福岡県災害救助法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県災害救助法施行細則

福岡県災害救助法施行細則(昭和 35 年福岡県規則第 120 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)の実施について、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第 2 条の規定による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村(法第 2 条の 2 第 1 項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。)の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長(法第 2 条の 2 第 1 項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。)は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第 30 条第 2 項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部(以下「部」という。)を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもって充てる。

3 部に別表第 1 の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表第 1 の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもって充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもって充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書(様式第 3 号から様式第 3 号の 4 まで)

二 公用変更令書(様式第 4 号)

三 公用取消令書(様式第 5 号)

2 知事は、前項第 1 号の公用令書を交付する時は、強制物件台帳(様式第 6 号)に、これを登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第 2 条第 3 項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第 7 号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があったとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書(様式第9号)

二 公用取消令書(様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償)

第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があったとき及びこれに基づき扶助金の支給を行ったときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第 30 条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後 60 日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- 一 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第 21 号及び第 21 号の 2)
- 二 救助業務に要した経費算出内訳(様式第 22 号)
- 三 被害状況調(様式第 24 号)
- 四 災害救助費繰替支弁状況調(様式第 25 号)
- 五 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第 26 号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第 27 号)に前項第 2 号から 5 号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除

(救助事務費)

第23条 知事は、法第 18 条第 1 項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第 22 条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第 43 号及び様式第 44 号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。

(災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度(昭和 29 年 4 月福岡県告示第 301 号)
- 二 災害救助金の支給基礎額(昭和 30 年 7 月福岡県告示第 621 号)

(略)

附 則(平成 19 年規則第 21 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規制第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 38 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 39 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 3 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 26 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 28 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第 25 号)
この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 22 号)
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以下、別表第 1、様式は省略

5-7 災害救助法による救助内容

○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

令和2年3月31日
福岡県告示第344号

一部改正令和3年3月23日福岡県告示第354号

一部改正令和4年6月9日福岡県告示第633号の2

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。)第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。

エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。))又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集會等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85

条第3項又は第4項による期限内(最長2年以内)とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬季	10月～3月	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬季	10月～3月	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円

(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から3箇月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6箇月以内)に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,700円

中学校生徒 1人当たり 5,000円

高等学校等生徒 1人当たり 5,500円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人213,800円、小人170,900円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつて

は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100円以内

ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,100円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,300円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円以内

カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内

キ 左官 1人1日当たり 24,000円以内

ク とび職 1人1日当たり 23,000円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号)第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例(昭和32年福岡県条例第57号)の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金職員等雇上費

(3) 旅費

(4) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)

(5) 使用料及び賃借料

(6) 通信運搬費

(7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3千万円以下の部分	100分の10
3千万円を超え6千万円以下の部分	100分の9
6千万円を超え1億円以下の部分	100分の8
1億円を超え2億円以下の部分	100分の7
2億円を超え3億円以下の部分	100分の6
3億円を超え5億円以下の部分	100分の5
5億円を超える部分	100分の4

3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

6-1 応援協定等一覧

令和4年12月現在

協定名	協定先	締結年月日 (改訂年月日)	備考
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村及び、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	H1.3.25 (H23.3.30)	全ての災害
福津市と宮若町との消防相互応援協定	福津市、宮若市	S52.10.1	全ての災害
遠賀、中間地域広域行政事務組合、直方鞍手広域市町村圏事務組合、宗像地区消防組合常備消防相互応援協定	遠賀中間広域、直方鞍手広域、宗像地区	S54.6.1 (S56.3.17)	全ての災害
福岡都市圏市町消防相互応援協定	福岡都市圏の市町	S55.3.1 (H18.10.10)	全ての災害
携帯電話からの119番通報転送等に関する協定	北九州市、苅田町、中間市、遠賀郡、宗像地区	S10.3.25	全ての災害
災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	H17.4.26	全ての災害
災害時における福津市、福津市内郵便局の相互協力に関する覚書	福津市、福津市内郵便局	H17.6.1	災害特別事務取扱等
防災協定	宗像建設協会	H21.7.23	全ての災害
防災協定	福岡土木協同組合	H21.7.24	全ての災害
防災協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H21.9.14	全ての災害
防災協定	平元産業株式会社宗像支店	H21.9.17	全ての災害
防災協定	寿建設株式会社	H21.11.27	全ての災害
防災協定	株式会社丸宗土木	H21.11.27	全ての災害
防災協定	有限会社アクロス	H21.11.27	全ての災害
防災協定	株式会社福津建設	H21.11.27	全ての災害
防災協定	株式会社地建開発	H21.12.7	全ての災害
防災協定	株式会社松原組	H21.12.25	全ての災害
防災協定	コカ・コーラウエスト株式会社	H22.1.8	全ての災害
防災協定	宗像建築組合	H22.1.13	全ての災害
防災協定	有限会社柴田工業	H22.7.21	全ての災害
防災協定	小野産業株式会社	H22.12.13	全ての災害
防災協定	日本道路株式会社福岡営業所	H23.10.25	全ての災害
安全安心むなかた・ふくつ・パートナーシップに関する協定	宗像市消防団、福津市消防団、宗像市、宗像地区消防本部、宗像警察署	H23.5.27	全ての災害
福津市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	H23.11.7	大規模な災害
大規模災害時における被災者への支援に関する協定	イオン九州株式会社、イオンモール株式会社	H24.3.28	大規模災害時における食糧・生活物資等の提供
災害時の医療救護活動に関する協定書	宗像医師会	H24.6.1	全ての災害
災害に関する対策のための放送要請に関する協定	株式会社ジェイコム九州	H24.8.8	全ての災害における放送要請
防災協定	福岡県公共嘱託土地家屋調査士協会	H25.5.14	全ての災害
防災協定	福岡県立光陵高等学校	H25.7.1	全ての災害
防災協定	福岡県立水産高等学校	H25.7.8	全ての災害

協定名	協定先	締結年月日 (改訂年月日)	備考
防災協定	社会福祉法人南十字福祉会	H25.8.1	全ての災害
防災協定	コカ・コーラウエスト株式会社	H25.8.30	全ての災害
防災協定	福津市内郵便局(日本郵便)	H26.2.6	全ての災害
防災協定	株式会社 創優	H26.6.19	全ての災害
防災協定	株式会社 ゼンリン	H26.8.4	全ての災害
防災協定	宗像農業協同組合	H27.1.19	全ての災害
防災協定	キューヘングリーンサービス株式会社	H27.2.1	全ての災害
自然災害による下水道電気設備 応急工事の請負に関する協定書	株式会社九電工 福岡北営業所	H27.7.31	全ての自然災害
防災協定書	宗像建設協会	H29.3.6	全ての災害
防災協定書	コカ・コーラウエスト株式会社	H29.10.1	全ての災害
災害廃棄物の処理等に関する協定	福岡県産業資源循環協会	H29.12.1	全ての災害
防災協定書	まつみ株式会社	H30.3.14	全ての災害
防災協定書	株式会社西住設備	H30.12.12	全ての災害
防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送株式会社	H31.3.27	全ての災害
災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定	新栄環美事業協同組合	R1.10.8	全ての災害
災害発生時における要配慮者等福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人宗像水光会総合病院	R1.10.19	全ての災害
災害発生時における要配慮者等福祉避難所の設置運営に関する協定	一般社団法人宗像医師会病院	R1.10.19	全ての災害
災害発生時における要配慮者等福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人庄正会蜂須賀病院	R1.10.19	全ての災害
自然災害による下水道電気設備 応急工事の請負に関する協定書	日本下水道事業団	R1.12.16	全ての自然災害
災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ミスターマックス	R2.1.29	全ての災害
災害時における物資の供給に関する協定書	三角商事株式会社	R2.2.12	全ての災害
災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社グッデイ	R2.2.14	全ての災害
災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ゆめマート北九州	R2.2.19	全ての災害
災害時における物資供給に関する協定書	マックスバリュ九州株式会社	R2.2.19	全ての災害
災害時における物資供給に関する協定書	ダイレックス株式会社	R2.3.2	全ての災害
災害時におけるボランティア活動に関する協定書	社会福祉法人福津市社会福祉協議会	R2.3.24	全ての災害
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2.3.30	全ての災害
大規模災害時における物資集配拠点施設としての利用に関する協定	宗像農業協同組合	R2.3.30	大規模災害時
災害時における物資の供給に関する協定書	西鉄ストア株式会社	R2.4.1	全ての災害
災害時における物資の供給等に関する協定書	グリーンコープ生活協同組合ふくおか	R2.5.20	全ての災害

協定名	協定先	締結年月日 (改訂年月日)	備考
防災協定書	有限会社ウメダ	R2.5.25	全ての災害
防災協定書	ヤマト運輸株式会社 北九州主管支店	R2.11.6	全ての災害
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	R3.2.25	全ての災害
災害復旧に関する協定書	九州電力送配電株式会社 福岡配電事業所	R3.8.13	全ての災害
防災協定	吉水塗装店	R4.9.13	全ての災害
災害ボランティア等の活動拠点として駐車場及び店舗施設の一部貸し出し	株式会社ダイナム	R5.1.23	全ての災害

■ 各種樣式

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号 _____

■報告者氏名

■災害対策班名

班

■参集報告

○参集日時

年 月 日 時 分

■見聞情報（参集時に見聞きした情報）

- 自宅付近の状況
- 道路の状況
- 建物被害の状況
- 救助者の有無
- 火災の発生状況
- その他気づいたこと

火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する

■地図・略図

被害発生状況連絡票

受付 日時	年	月	日	時	分	被災者 または 被害者 通報者	住所 氏名	電話 ()					
被害 発生 場所													
被害 状況													
記録 者	氏名			班	送付先	年			月	日	時	分	班
関係 班 処 置 記 録													
本部 解散 後 の 対 応													

(表)

(整理番号第 号)

被災場所		番地		家屋所有者		番地				
福津市		番 号		福津市		番 号				
住 所		番地		避難所						
福津市		番 号								
被災者	続柄	氏 名	性別	生年月日	職業又は 学 年 別	現 況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
10										
被災状況	住家	<input type="checkbox"/> 壊(焼)	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 借家	その他の事項					
		<input type="checkbox"/> 流失	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 間借						
	家財	<input type="checkbox"/> 壊(焼)	<input type="checkbox"/> き損	<input type="checkbox"/> 自宅						
		<input type="checkbox"/> 流失								
調査員の意見		避難所収容		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 要				
		応急仮		炊き出し		その他				
		設住宅		<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否				
被災	年 月 日 時 分				調査員の職・氏名					
調査	年 月 日 時 分									

(裏)

月・日	物資交付及び援護状況	認印
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※爆発を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 階層 延べ面積
焼損程度	全焼棟 } 計棟 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 } 焼損面積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数	気象状況
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物資の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()		物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重傷 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		その他		人	
	消防本部 (署)		台	人	
	消防団		台	人	
	消防防災ヘリコプター		台	機	
	海上保安庁		人		
	警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人	
	使用停止命令 月 日 時 分		その他	人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人()	人()
		重症	人()	人()
		中等症	人()	人()
		軽症	人()	人()
	計			人
	不明			人
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概要即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 _____ 報）

報告日時	年 月 日 時
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	人的被害	死者 人	重傷 人	住家被害	全焼 棟	床上浸水 棟
		うち災害 関連死者	軽傷 人		半壊 棟	床下浸水 棟
		不明 人			一部破損 棟	未分類 棟
	119番通報の件数					
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)			
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)				
	自衛隊派遣要請の状況					
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名			そ	田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠	水	ha	
報 告 者 名			(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha	
区 分		被 害		冠	水	ha		
人 的 被 害	死 者	人		学 校	箇所			
	うち災害関連死者	人		病 院	箇所			
	行方不明者	人		道 路	箇所			
	負傷者			橋 り よ う	箇所			
	重 傷	人		河 川	箇所			
	軽 傷	人		港 湾	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟		砂 防	箇所		
			世帯		清 掃 施 設	箇所		
			人		崖 く ず れ	箇所		
	半 壊		棟		鉄 道 不 通	箇所		
			世帯		被 害 船 舶	隻		
			人		水 道	戸		
	一 部 破 損		棟		電 話	回線		
			世帯		電 気	戸		
			人		ガ ス	戸		
	床 上 浸 水		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
			世帯		他			
			人					
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生				
非 住 家	公 共 建 物	棟		建 物	件			
	そ の 他	棟		危 険 物	件			
				そ の 他	件			

区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都道府県	市 町 村
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災適 害用 救市 助町 法村 名		
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
計				計	団体	
そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円					119番通報件数 件
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣	その他				

※被害額は省略することができるものとする。

※119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

様式第1号

[災害概況即報]

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概要	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の1

被害状況報告 〔 即 報 確 定 〕

市町村名		報告者名																				
地方本部名		報告者名		報告日時		月		日		時		分		現在		(市町村→地方本部→県本部)						
市町村名		被 害		被 害		被 害		被 害		被 害		被 害		被 害		被 害		被 害		被 害		
人的被害	死者	人																				
	行方不明者	人																				
負傷者	重傷	人																				
	軽傷	人																				
住家被害	全壊	棟																				
	半壊	棟																				
	一部破損	棟																				
	床上浸水	棟																				
	床上浸水	世帯																				
		人																				
非住家	公 共 建 棟																					
	そ の 他 棟																					
その他	田	流出・埋没	ha																			
	冠	水	ha																			
	田	流出・埋没	ha																			
	畑	冠 水	ha																			
	文 教 施 設	個所																				
	医 療 機 関	個所																				
	道 路	個所																				
	橋 り よ う	個所																				
	河 川	個所																				
	港 湾	個所																				
	砂 防	個所																				
	清 掃 施 設	個所																				
	崖 く ず れ	個所																				
	鉄 道 不 通	個所																				
被 害 船 舶	隻																					
航 空 機 被 害	機																					
水 道	戸																					
電 気	回線																					
ガ ス	戸																					
ブ ロ ッ ク 塀 等	個所																					
り 災 世 帯	世帯																					
り 災 者	人																					
火 災 建 物	件																					
火 災 危 険 物	件																					
火 災 生 其 他	件																					
公 共 文 教 施 設	千円																					
農 林 水 産 業 施 設	千円																					
公 共 土 木 施 設	千円																					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円																					
そ の 他	農 産 被 害	千円																				
	林 産 被 害	千円																				
	畜 産 被 害	千円																				
	水 産 被 害	千円																				
商 工 被 害	千円																					
そ の 他	千円																					
被 害 総 額	千円																					
災 害 対 策 本 部	設 置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
	解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
災 害 救 助 法 適 用		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人																					
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人																					

様式第2号の2

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市町村
 〇〇福祉事務所

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(中小企業振興事務所長へ)
(商工部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇中小企業振興事務所

				即報日時				月 日 時 現在		即報回数 回	
被 害 区 業 種	項目 分	被 災	被 災	被 災 総 額				備 考			
		事業所数	従業員数	土 地	建 物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等				
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)				
商 業	A										
	B										
	C										
	D										
	計	(うち)	(うち)	(うち)							
工 業	A										
	B										
	C										
	D										
	計	(うち)	(うち)	(うち)							
そ の 他	A										
	B										
	C										
	D										
	計	(うち)	(うち)	(うち)							
合 計	(うち)	(うち)	(うち)								

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流出したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 // の製造業
 その他は、 // の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)

〇 〇 市 町 村

(農政部長へ)

〇 〇 農林事務所長

作物等名	被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
水稲	ha	万円		
麦				
野菜				
果樹				
花き				
飼料作物				
その他の作物				
家畜	頭、羽			
畜産施設	件			
温室等栽培施設	件			
共同利用施設(農協等)	件			
農地・農業用施設	箇所			
その他の				
合計				

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況

〔 即報 〕 報告
〔 詳報 〕
〔 確定 〕

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、村、大字、字)	工種	被害		備考
			被 数 量	金 額	
計					

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

即報
詳報
確定

年	月	日
時	分	
<input type="checkbox"/> 〇〇〇市町村合計		
<input type="checkbox"/> 〇〇〇漁協		

水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ
水産林務部長へ（水産振興課経由）

1 水産業関係施設等被害

(被害金の単位：千円)

被害程度＝		減失	大破	中破	小破	計	備考
共同 施設 利用	事業主体名					—	
	施設名					—	
	数量					—	
	単価					—	
非共同 利用 施設	事業主体名					—	
	施設名					—	
	数量					—	
	単価					—	
地方公共 団体 施設	事業主体名					—	
	施設名					—	
	数量					—	
	単価					—	
漁 船	登録番号					—	
	動力の有無					—	
	経営体数					—	
	被害額					—	
漁 具	種類					—	
	経営体数					—	
	数量					—	
	被害額					—	
養殖施設	養殖物の種類					—	
	養殖方法					—	
	経営体数					—	
	単価					—	
漁 場	場所					—	
	漁業権の免許番号					—	
	事業主体名					—	
	堆積泥土の種類					—	
	被害規模	面積				—	
	被害額	平均堆積高等				—	
備考	被害額の算出基礎					—	

2 水産物等被害

養殖施設	養殖物の種類					計	備考
	養殖方法					—	
	経営体数					—	
	単価					—	
その他の 水産物	種類					—	
	経営体数					—	
	単価					—	
	被害額					—	
協同組合 在庫数	種類	生産資材		その他		—	
	件数					—	
	数量					—	
	単価					—	

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。
 2 提出先：筑前海区＝水産海洋センター、内水面漁業＝水産振興課、有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所
 3 「被害程度」の目安：減失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、中破＝30～70%、小破＝30%未満

FAX： 海技センター：092-806-5223
 水産振興課：092-643-3558
 有明海研：0944-72-6170
 豊前海研：0979-82-5599

様式第2号の12

年 月 日 調へ

即報
詳報
確定

〇〇〇〇災害による漁港被害状況

報告

水産林務部長へ

〇〇市 町 村

漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）に報告する。

(被害金額単位：千円)

様式第2号の13

〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所へ)
(土木部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所

被 害 報 告 表										報告者 第 報	受理者 調査率 年 月 日	% 時現在			
災 害 発 生 年 月	月 日 ~ 月 日		災 害 名												
災 害 救 助 法 発 令 等	市町村名		発令月日	月 日	市町村名		発令月日	月 日							
市町村名															
連続雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時							
日雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時							
時間雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時							
時間最大風速	m/秒	日 時 分	m/秒	日 時 分	m/秒	日 時 分	m/秒	日 時 分							
平均風速		日 時 ~ 日 時		日 時 ~ 日 時		日 時 ~ 日 時		日 時 ~ 日 時							
工 種	県 工 事			市 町 村 工 事			計								
	箇 所	金 額		箇 所	金 額		箇 所	金 額							
河 川		千円			千円			千円							
海 岸															
砂防設備															
地すべり 防止施設															
急傾斜地崩 壊防止施設															
道 路															
橋 梁															
港 湾															
下 水 道															
計															
主な公共土木施設の被害															
河 川 ・ 海 岸	事業主体	区 分	水系名	河川・海岸名	被 災 位 置		被災延長	被害額	被害内容 (破堤、溢水等)						
		級	水系		郡 市 町 村 大字		m	千円							
		級	水系		郡 市 町 村 大字		m								
		級	水系		郡 市 町 村 大字		m								
道 路	事業主体	区 分	路 線 名		被 災 位 置		被災延長	被害額							
		道	線		郡 市 町 村 大字		m	千円							
		道	線		郡 市 町 村 大字		m								
道 路 交 通 止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別 及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事 見込額	バス路線 有無	交通量	迂回路 の有無	交通止 年月日	解除予定 年月日
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線				m	m				台/			
		道	線				m	m				台/			
		道	線				m	m				台/			
		道	線				m	m				台/			
		道	線				m	m				台/			
一般被害(人的被害)						(建物被害)									
区 分		場 所			原 因		区 分		主 な 場 所		原 因 (破堤、溢水、内水)				
死 者	名						全 壊	戸							
行方不明者	名						半 壊	戸							
							流 失	戸							
							床上浸水	戸							
							床下浸水	戸							

様式第2号の14

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県木整備事務所経由)

.....知事殿年 月 日市区町村長名.....印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※		
1. 被災地区市町村名								
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他		3. 火災件数				
7. 用途別	4. 被害区分 5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計 6. 構造別	全焼・全壊・全流失		半焼・全壊・半流失		計		8. 建築物の損害見積額(千円)
		建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	
住居	木造戸	戸	戸		
	その他戸	戸	戸		
	計戸	戸	戸		
鋼工業	木造							
	その他							
商業サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

年 月 日現在

〇〇〇市 町 村
 〇〇〇県土整備事務所
 流域下水道事務所

種 別	県 分		市 町 村 分		計	
	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額
街 路		千円		千円		千円
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被 害 額	復旧の対応状況
街 路				千円	
都 市 公 園					
下 水 道					
公 営 住 宅					

様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況〔詳報〕報告

(中小企業振興事務所長へ)
(商工部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇中小企業振興事務所

業種	項目 被害区分	被災 事業所数	被災 従業員数	被災総額				備考
				土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
商業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
工業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
その他	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
合計	(うち)	(うち)	(うち)					

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入すること。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 // の製造業
 その他は、 // の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の5

〇〇〇〇災害による水稻被害状況〔詳報〕報告(その3)干害

調査年月日 年 月 日 時現在
市町村名 農林事業所名

市町村名	総栽培面積 ha	10a 当たり 収 穫 t	基準収量 t	5日間未満持続			10日間以上持続			15日間以上持続			20日間以上持続		
				乾田状態 被害 面積 ha	被害 率 %	白乾状態 被害 面積 ha	乾田状態 被害 面積 ha	被害 率 %	白乾状態 被害 面積 ha	乾田状態 被害 面積 ha	被害 率 %	白乾状態 被害 面積 ha	乾田状態 被害 面積 ha	被害 率 %	
	ha	t	t	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	25日間未満持続			30日間未満持続			枯 死 面 積 ha	塩 害		合 計		被害金額 千円	備 考 (主な被害地域名等)
	乾田状態 被害 面積 ha	被害 率 %	白乾状態 被害 面積 ha	乾田状態 被害 面積 ha	被害 率 %	白乾状態 被害 面積 ha		被害 率 %	被害 量 t	被害 率 %			
	ha	%	ha	ha	%	ha	ha	ha	%	t	%	千円	

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の6

〇〇〇〇災害による農作物被害状況 [詳 報] 報告 (水稲を除く) [確 定]

市町村名
農林事務所名

調査年月日 年 月 日 時現在

災害の種類

農作物名	市町村名	被害面積			被害面積ごと減収量		単価 (kg当たり)	被害金額 (3×4)	平年10a 当たり収量	基準 収集量 (1×6)	既 収集量	収穫 残量 (7-8)	基準 面積率 (2÷1)	被害 減収率 (3÷7)	被害損害状況 主な被害地域名
		30% 未満	30% 70% 以上	70% 以上	30% 未満	70% 以上									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
		ha	ha	ha	t	t	t	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	
		ha	ha	ha	t	t	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	
		ha	ha	ha	t	t	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)
 注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。
 注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の8

〇〇〇〇災害による樹体被害状況〔詳報〕報告
〔確定〕

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被 害 程 度		別 面		積 及 び		被 害 額		被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽		農林水産部		
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
 甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したものの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。
 中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。

〇〇〇〇災害による土木被害状況 [詳 報 定] 報告

(県土整備事務所長へ)
(土木部長へ)

〇〇市町村
〇〇県土整備事務所長

区分	前回までの報告分				今回の報告分		年間の合計
	自 月 日	至 月 日	自 月 日	至 月 日	自 月 日	至 月 日	
県 工 事	河川						
	海岸						
	砂防						
	道路						
	橋梁						
	港湾						
計							
市 町 村 工 事	河川						
	海岸						
	道路						
	橋梁						
計							
合 計							

(金額の単位 千円)

様式第3号の17

〇〇〇〇災害による建築物被害状況 〔 詳報 〕 報告
〔 確定 〕

(県木整備事務所経由)

知事殿 令和 年 月 日 市区町村長名 印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※ 農 県土整備部
1. 被災地区市町村名							
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流失		半焼・全壊・半流失		計	8. 建築物の 損害見積額 (千円)
	5. 建築物の数(戸数)	6. 構造別	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	
住居	木造	戸	戸	戸	戸	戸	
	その他	戸	戸	戸	戸	戸	
	計	戸	戸	戸	戸	戸	
鋼工業	木造						
	その他						
商業 サービス業	木造						
	その他						
公務文教	木造						
	その他						
その他	木造						
	その他						
合計	木造						
	その他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第4号

〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区分	被害額 (千円)										計		
	総務部	企画地域振興部	新社会推進部	保健医療介護部	福祉労働部	環境部	商工部	農林水産部	県土整備部	建設都市部		企業局	教育庁
公共文施設													
農林水産業施設													
公共土木施設													
その他の公共施設													
小計													
その他	農産被害												
	林産被害												
	畜産被害												
	水産被害												
	商工被害												
林地													
県営林													
その他													
被害総額													

文書番号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

福津市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日(時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

福津市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

※避難者カードの情報を福祉避難所に提供することについて同意します。 ←チェック

避難者カード	避難所名		受付番号										
(記入者)													
氏名	住所・電話												
	住所： 電話： - -												
親族等からの安否確認への回答													
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	※必ず家族全員の同意を得たうえで✓を記入すること。また、DVの被害者等により情報開示を希望しない場合は、必ず申し出ること。												
避難の状況	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 車中 <input type="checkbox"/> 屋外テント (場所) <input type="checkbox"/> その他 ()												
車	車種：	ナンバー：	色：										
避難所入所日時	令和	年	月	日 時 分									
避難所退出日時	令和	年	月	日 時 分									
(構成員)													
フリガナ 氏名	性別	年齢	配慮が必要な事項 (下部に詳細を記入)										
			妊産婦	要介護	障がい				アレルギー	服薬	その他		
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
✓を入れたものの詳細記入欄													
ペット	<input type="checkbox"/> 犬 種類： 数：	<input type="checkbox"/> ネコ 種類： 数：	<input type="checkbox"/> その他 種類： 数：	ペットの管理方法									
(離散家族)													
氏名	性別	年齢	その他										
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳											
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳											
※上記の記入事項については、災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳の作成、及び避難所運営と支援に利用しますのでご了承下さい。													
※職員記入欄			担当者名：										

避難者名簿

番号	避難期間	災害名			避難所名			現住所	作成者	氏名	班	No.	備考
		氏名	性別	年齢	世帯主との続柄	世帯主との続柄	事後消息						
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												

(注1) 「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。

(注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。

(注3) 「備考」欄には、住民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名： _____ No. _____

避難所の名称	種別	開設期間 月 日～ 月 日	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
			人	人			円	
小計	既存建物 屋外仮設 天幕	箇所 箇所 箇所	人	人			円	
合計								

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量 「備考」欄に記入すること。 (ただし、該当者が多く記入不可能の場合
 は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。) 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

行方不明者名簿

整理番号	届出月日	行方不明者						届出者			備考	
		住 所	氏 名	年 齢	性 別	身 長 (cm)	体 重 (kg)	着衣その他 の特徴	住 所	氏 名		行方不明者 との関係
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

医療救護所開設状況報告

年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分				
発信機関		部			発 信 者					
受信機関		部			受 信 者					
場 所										
従事者数				軽 症	中 毒 症	重 傷	計	左のうち 要搬送者		
医 師	看護婦	その他	計							
人	人	人	人	人	人	人	人	人		
状 況										
執 っ て い る 措 置										
処 理 状 況										

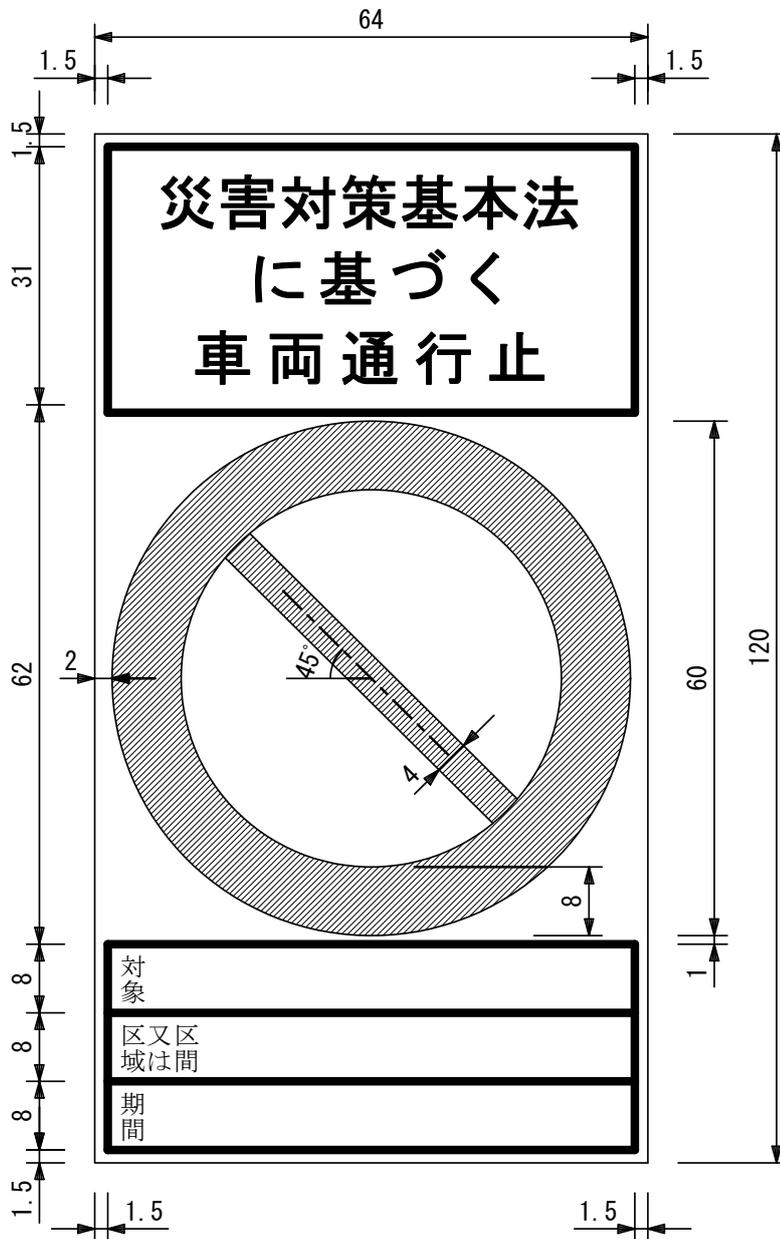
別記様式第1

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 福岡県公安委員会 殿 年 月 日 届出者 (電話) 氏名 印		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 福岡県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	(注)		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	1 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づき交通規制が行われた時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。		
使用者	住所	() 局	番
	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

11-4 緊急車両以外の車両通行止め標示

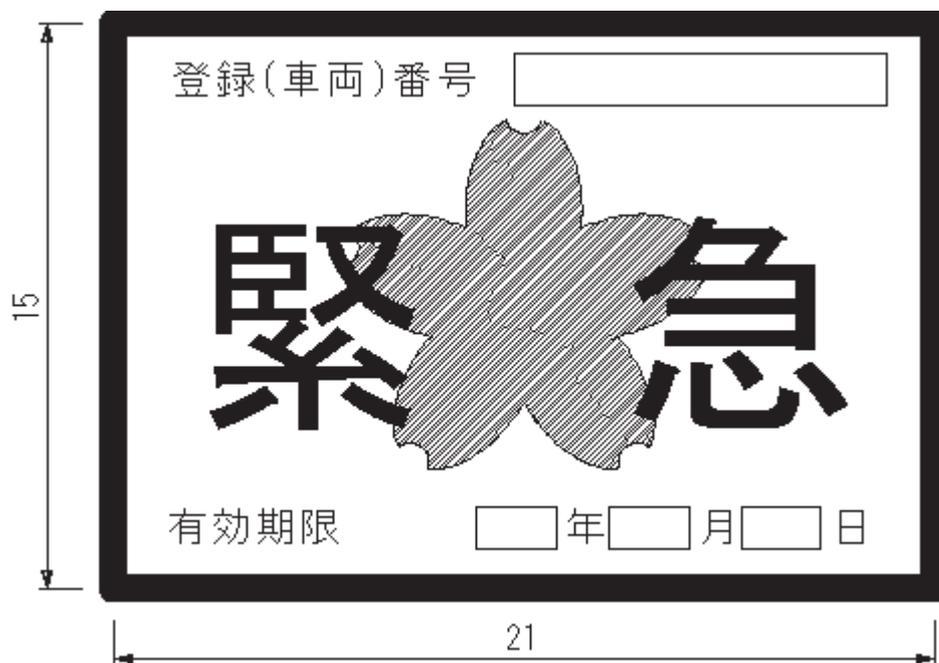
別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）



- 備考
- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

11-5 緊急通行車両通行標章

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は日本産業規格A5とする

り災証明 交付申請書

福津市長 あて

年 月 日

申請者	住所 〒		
	電話 ()		
	ふりがな 氏名	り災者との関係 □本人 □同居の家族 □その他 ※その他の場合は委任状が必要	
用途			
証明必要数	通	提出先	

り災証明の交付について、次のとおり申請します。

世帯主住所	〒					
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
		世帯主				

被災日時	年 月 日 () 午前・午後 時頃
被災原因の 自然現象	<input type="checkbox"/> 暴風(台風) <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 地 <input type="checkbox"/> その他(

被災住家 [※] の所在地 (アパートの名称、室番 号まで記入)	
被災住家の区分	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者)
※片付けや修理前の被害状況の分かる写真(被災場所ごと全てと寄りの写真)を添付してください(裏面参照)。	

※罹災証明書は、福津市の災害において、被災者からの申請に基づき、市が住家の被害の状況を調査し、各種の被災者支援施策の要件とされる住家の被害程度の証明を書面として市が交付するもの。住家以外の建物、動産は対象になりません。

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物 のこと(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

※罹災証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

() 号)

り災証明書

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の所在地			
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)		
浸水区分	<input type="checkbox"/> 流失又は床上1.8m以上の浸水 <input type="checkbox"/> 床上1m以上1.8m未満の浸水 <input type="checkbox"/> 床上1m未満の浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	被災物件種別	<input type="checkbox"/> 木造・プレハブ <input type="checkbox"/> 非木造

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

福津市長

被災届出兼証明書

下記のとおり、被害があったので届出ます。

届出者	住所		
	氏名 (事業所名・代表者)	TEL ()	印
被害物件 の所有者	住所		
	氏名		
被害場所			
被害日時	令和 年 月 日 (時 分頃)		
被害原因	強風・大雨・大雪・洪水・地震・爆発 ()		
	その他 ()		
被害の 状況			
気象等 の状況	注意報	強風・大雨・大雪・洪水・()	
	警報	暴風・大雨・大雪・洪水・()	
	時間	: ~ :	
上記のとおり、届出のあったことを証明します。			
令和 年 月 日			
福津市長			印

※ この証明は、災害対策基本法第2条に規定する災害により受けた被害以外のうち、り災証明の対象事項でなく市の調査確認が出来ていない被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。

福津市地域防災計画

－資料編－

(令和5年3月)

編集・発行 福津市防災会議
事務局 福津市総務部防災安全課
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号
TEL 0940-42-1111(代表)
FAX 0940-43-3168
URL <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>
E-mail info@city.fukutsu.lg.jp

